

厚生労働科学研究費補助金

分担研究報告書

ドイツにおける移民労働者の
労働安全衛生教育に関する調査報告

研究代表者 吉川直孝 （独）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所・上席研究員
研究分担者 大幢勝利 （独）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所・所長
研究分担者 高橋明子 （独）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所・上席研究員

研究要旨

本研究は、ドイツにおける移民労働者に対する労働安全衛生教育の実態を把握し、日本における外国人労働者向け安全衛生教育施策の検討に資する知見を得ることを目的として実施した。調査は、ドイツの公的資料、法令、関係機関のホームページ等を収集・整理する方法により行った。ドイツの労働安全衛生制度は、EU 指令 89/391/EEC を基盤とし、労働者保護法（ArbSchG）、労働安全衛生法（ASiG）、社会法典第七編（SGB VII）等によって具体化されていた。特に、雇用主には採用時、職務変更時、新技術導入時等に安全衛生訓練を実施する義務が課されていた。さらに、ドイツ法定労災保険機構（DGUV）を中心に、予防、教育訓練、災害補償、リハビリテーションが一体的に運用され、多数の訓練が無償で提供されていた。一方、移民労働者向け施策は独立制度としてではなく、一般制度を基盤としつつ、外国語対応、やさしい表現、職業関連語学教育等を組み合わせて実施されていた。

以上より、ドイツの特徴は、法的義務の明確化、保険制度と連動した訓練基盤、専門人材育成、言語面の包摂的支援にあると整理された。日本でも、多言語教材の整備に加え、教育の制度的位置付けや実施体制の強化が重要である。

1. 研究目的

本研究は、ドイツにおける移民労働者の労働安全衛生教育及び関連施策の実態を、法令、制度、関係機関の役割及び文献資料に基づいて整理し、日本における外国人労働者に対する安全衛生教育の充実及び制度的対応の検討に資する知見を得ることを目的とする。具体的には、ドイツの労働安全衛生法制度の基本構造、事業者には課される安全衛生教育の義務、産業医及び安全衛生専門家等を含む実施体制、労災保険制度と一体となった予防・補償・リハビリテーションの仕組み、並びに移民労働者に対する外国語対応、やさしい表現、職業関連語学教育等の取組を整理し、その制度的特徴及び日本への示唆を明らかにすることを目的とする。

2. 研究方法

本研究では、ドイツにおける移民労働者の労働安全衛生教育及び関連施策の実態を把握するため、文献調査を実施した。調査対象は、ドイツの労働安全衛生に関する法令、関係行政機関及び関係団体の公表資料、並びに移民労働者に対する安全衛生教育及び職業関連語学教育に関する文献資料とした。具体的には、EU 指令 89/391/EEC を含む欧州レベルの枠組みを踏まえつつ、ドイツ国内における労働者保護法、労働安全衛生法、社会法典第七編等の関連法令を整理するとともに、連邦労働社会省、ドイツ法定労災保険機構及び労災保険組合等の役割と施策を把握した。さらに、移民労働者への対応について、外国語による情報提供、平易な表現による教育、職業訓練と連動した語学教育等の観点から資料を収集し、その内容を分析した。得られた情報については、法制度の構造、安全衛生教育の実施義務、教育実施体制、移民労働者支援の特徴等の観点から整理し、日本における外国人労働者に対する安全衛生教育及び関連施策への示唆を検討した。

3. 研究結果及び考察

3-1. ドイツの法制度

ドイツを始め、EU 諸国の労働安全衛生に関する法律の基本となっているのは、EU 指令 (89/391/EEC) である。本指令は、EU 加盟各国における共通の枠組みを規定するものであるが、労働者の安全および健康の保護を確保するために必要と認められる場合には、国別あるいは分野別に、より詳細かつ厳格な要件が設定される可能性がある。EU 指令は、加盟国に対して達成すべき目標を提示するものであり、指令自体には直接的な法的拘束力は認められない。しかしながら、各国はその趣旨を国内法制度に反映させる方向で法整備を進めており、ドイツもその例外ではない。ドイツにおいては、EU が定める労働安全衛生に関する

最低基準を踏まえ、1996 年に労働者保護法（Arbeitsschutzgesetz：ArbSchG）を制定し、指令の内容を国内法へと具体化している。ドイツにおける労働安全衛生管理体制を支える主要な法的枠組みとしては、前述の労働者保護法（ArbSchG）に加え、労働安全衛生法（Arbeitssicherheitsgesetz：ASiG）および社会法典第七編（Sozialgesetzbuch VII）が挙げられる。ASiG は、1973 年に制定された法律であり、産業医制度を法制化し、国家制度として位置付けた点に大きな特徴がある。また、本法は、労働安全の専門家の配置や安全衛生委員会の設置義務などを中心的な要素として構成されている。一方、社会法典第七編は、労働災害保険制度を対象とした法規であり、産業ごとの事業者団体によって構成される労災保険組合が、自主的に災害防止に関する規程を策定する権限を有している。これらの規程は法的効力を持ち、事業者の責任範囲や災害発生時の対応等に関する詳細な規定も含まれる点で、労働者保護法よりも産業固有の実態に即した具体的な災害防止措置を示すものとなっている¹⁾。

労働者保護法（ArbSchG）及び労働安全衛生法（ASiG）の所轄官庁は BMAS（Bundesministerium für Arbeit und Soziales：ドイツ連邦労働社会省）であり、労働者保護法（ArbSchG）は雇用主に対し、職場における健康被害を評価し、必要な保護措置を決定することを義務付けている。また、雇用主は、企業内に機能する労働安全衛生組織が存在することを保証しなければならない。これに対し、労働安全衛生法（ASiG）は、「企業医師、安全技術者、その他の労働安全衛生専門家に関する法律」の略であり、雇用主に対し特に、企業医師および労働安全衛生専門家の選任を義務付けるものである。彼らの任務は、労働安全衛生および事故防止に関して雇用主に助言と支援を行うことであり、企業医師および労働安全衛生専門家は雇用主に対して協力義務を負う。また、労働安全衛生法の一般規定は、法定労災保険事業者の事故防止規則「企業医師および労働安全衛生専門家」（DGUV 規則 2）に規定されている。²

社会法典第七編（Sozialgesetzbuch VII）の所轄官庁は、各傷害保険機関である。これは、社会法典第七編第 210 に、「第 210 SGB VII 管轄行政機関：行政違反法第 36 条第 1 項第 1 号に規定する行政機関は傷害保険機関である」という文言がある。³ また、BMAS のページでは、「SGB VII は、法定労災保険制度（gesetzliche Unfallversicherung）の法的根拠であり、事故の予防・リハビリ・補償を通じて労働者や特定の他の対象者を保護する制度」と述べている。⁴

¹ https://www.jniosh.johas.go.jp/publication/doc/houkoku/2009_01/report_const_200904.pdf 『建設業の安全衛生における国際比較に関する調査研究報告書』、日本建設業団体連合会、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、2009

² <https://www.bmas.de/DE/Arbeit/Arbeitsschutz/erklaerung-arbeitsschutz.html> BMAS, Arbeitsschutz（労働安全衛生）

³ <https://www.sozialgesetzbuch-sgb.de/sgbvii/210.html> ドイツ社会法典第七巻「法定労災保険」第 210 条

⁴ <https://www.bmas.de/DE/Soziales/Gesetzliche-Unfallversicherung/Unfallversicherung-im-Ueberblick/unfallversicherung-im-ueberblick.html> BMAS, 「法定労災保険の概要」

3-2. 各法律で定められた「安全衛生訓練」に関する事項

3-2-1. EU 指令（89/391/EEC）⁵

EU 指令は安全衛生訓練について以下の項目で定めている。（資料 3-1 参照）

第十二条（労働者の訓練）

（1）雇用者はそれぞれの労働者が特にその作業場所や職務に固有の情報と指示の形での安全と健康に関する適切な訓練を受けることを確かとする：

- 新人の時に、
- 職務の異動や変更に際して、
- 新たな機器の導入や機器の変更に際して、
- 新たな技術の導入に際して。

この訓練は：

- 新たな、あるいは変化したリスクを考慮するように適応させられ、かつ
- 必要であれば定期的に繰り返される。

（2）雇用者は、その事業体や施設の中で労働に従事する、事業体や施設の外部からの労働者が、その事業体や施設の中での活動に際しての健康と安全のリスクに関する適切な指示を受けることを確かとする。

（3）労働者の安全と健康の保護の上で特定の役割を持つ労働者の代表は適切な訓練を受ける資格を持つ。

（4）上記の訓練は労働者や労働者の代表の負担によるものであってはならない。

箇条（1）の訓練は勤務時間内に行なう。

箇条（3）の訓練は勤務時間内に行なうか、国家法や慣行に基づいて事業体や施設の中か外で行なう。

第十三条（労働者の義務）

労働者の義務（第 13 条）

（1）自らの、また自らの訓練と雇用者に与えられた指示に従った作為や不作為の影響を

⁵ <https://www.emc-ohatama.jp/emc/doc/osh-directive-89-391-eec-explained.pdf> 欧州指令 89/391/EEC（労働安全衛生指令）

受ける他の人の安全と健康に可能な限り注意を払うことはそれぞれの労働者の責任である。

(2) このため、労働者は特にその訓練と雇用者から与えられた指示に従い、

(a) 機械類、装置、工具、危険な物質、搬送機器、その他の生産手段を正しく使用する；

(b) 支給された個人用防護具を正しく使用し、使用後は所定の場所に返却する；

(c) 例えば機械類、装置、工具、プラント、また建屋に取り付けられた任意の安全デバイスを切り離し、変更し、あるいは取り外すことを慎み、そのような安全デバイスを正しく使用する；

(d) 安全と健康への深刻で切迫した危険を示すと判断する合理的な理由がある任意の作業状況、また保護手段の任意の欠陥について、雇用者や労働者の安全と健康に関する特定の責任を持つ労働者に即座に通知する；

(e) 職場における労働者の安全と健康の保護のために当局から出された任意のタスクや要求を実施できるようにするために必要となるかも知れない限り、国内慣行に従って雇用者に、また労働者の安全と健康に関する特定の責任を持つ労働者に協力する；

(f) 労働環境や労働条件が安全でありその活動の範囲内で安全や健康へのリスクをもたらさないことを雇用者が確かとするために必要となるかも知れない限り、国内慣行に従って雇用者に、また労働者の安全と健康に関する特定の責任を持つ労働者に協力する。

【資料 3-1 EU 指令の安全衛生訓練に関する項目】

3-2-2. 労働者保護法（Arbeitsschutzgesetz : ArbSchG）⁶

労働者保護法の正式名称は、「労働者の職場における安全と健康保護の改善を促進するための労働安全衛生対策の実施に関する法律」⁷である。以下の資料 3-2 は目次一覧である。訓練について言及してある項目は、表 3-1 の対訳を参照のこと。

目次

第 1 部

一般規定

第 1 条目的および適用範囲

第 2 条定義

⁶ https://www.gesetze-im-internet.de/englisch_arbschg/index.html ArbSchG の英語訳

⁷ Act on the Implementation of Measures of Occupational Safety and Health to Encourage Improvements in the Safety and Health Protection of Workers at Work (Arbeitsschutzgesetz - ArbSchG) のこと。

第2部

使用者の義務

第3条 使用者の基本的義務

第4条 一般原則

第5条 労働条件の評価

第6条 文書化

第7条 業務の割り当て

第8条 複数の使用者の協力

第9条 特別なリスク

第10条 救急処置およびその他の緊急措置

第11条 予防的労働衛生ケア

第12条 訓練

第13条 責任者

第14条 公務員の労働者に関する情報およびヒアリング

第3部

労働者の義務および権利

第15条 労働者の義務

第16条 扶養義務

第17条 労働者の権利

第4部

法令制定の権限

第18条 法令を発行する権限

第19条 欧州共同体の法的行為および政府間協定

第20条 公務に適用される規定

第5部

ドイツの労働安全衛生に関する共同戦略

第20a条 ドイツの労働安全衛生に関する共同戦略

第20b条 労働安全衛生に関する全国会議

第6部

締結規定

第21条 所轄当局、法定災害保険事業者との連携

第22条 管轄当局の権限

第23条 業務データ、他の当局との協力、年次報告書、連邦労働安全衛生専門機関

第24条 一般行政規定の発行権限

第24a条 労働安全衛生委員会

第25条 行政罰規定

第 26 条 刑事規定

【資料 3-2 ArbSchG の目次】

訓練について言及している部分

Section 4 General Principle	第 4 条 一般原則
7. Workers shall be given appropriate training instructions;	7. <u>労働者には適切な訓練指示が与えられるものとする。</u>
Section 5 Assessment of the conditions of work	第 5 条 労働条件の評価
(3) A risk can in particular result from	(3) リスクはとりわけ、以下に起因することがある。
5. insufficient qualification and training of the workers,	5. 労働者の資格および訓練が不十分であること。
Section 8 Cooperation between several employers	第 8 条 複数の使用者の協力
(2) The employer must, in the light of the nature of the activities, ensure that the workers of other employers who are working in his establishment have been given appropriate training instructions regarding the risks to their safety and health when performing their activities in his establishment.	(2) 事業主は、その事業活動の性質を考慮し、 <u>その施設内で業務に従事する他の事業主の労働者に対し、その施設内での業務遂行に伴う安全衛生上のリスクに関する適切な訓練指示が与えられていることを確保しなければならない。</u>
Section 9 Special risks	第 9 条 特別なリスク
(1) The employer shall take measures to ensure that only those workers have access to especially dangerous work areas who have previously been given appropriate training instructions.	(1) 雇用主は、特に危険な作業区域への立ち入りが認められるのは、 <u>事前に適切な訓練指導を受けた労働者に限定されるよう、必要な措置を講じなければならない。</u>
Section 10 First aid and other emergency measures	第 10 条 救急処置およびその他の緊急措置
2) The employer shall nominate those workers who are to take on the task of providing first aid, fire-fighting and evacuation of the workers. The number,	2) 雇用主は、救急処置、消火活動、および労働者の避難誘導を担当する労働者を指名しなければならない。第 1 文で言及されている労働者の人数、訓練、および装備は、

training and equipment of the workers referred to in sentence 1 must stand in an appropriate relationship to the number of workers and the existing, special risks. Before nominating the workers, the employer shall hear the works and staff councils. Rights of participation over and above that shall remain unaffected. The employer may also himself perform the tasks referred to in sentence 1 if he has the training and equipment required in accordance with sentence 2.	労働者の人数および既存の特別なリスクと適切に対応していなければならない。労働者を指名する前に、雇用主は、労働者およびスタッフ協議会に意見を聞かなければならない。それ以上の参加権は影響を受けない。雇用主は、第2項に従って必要な訓練と設備を整えている場合、第1項に言及されている業務を自ら行うこともできる。
Section 12 Training	<u>第12条</u> <u>訓練</u>
(1) The employer shall give workers sufficient and appropriate training regarding safety and health protection at work during their hours of work. The training shall comprise instructions and explanations which are geared specifically to the workers' work place or area of work. Training must be given before workers take up their activity after recruitment or in the event of changes affecting their job or the introduction of new work equipment or new technology. The training must be adapted to developments pertaining to the risk and, if necessary, must be repeated on a regular basis.	(1) <u>雇用主は、労働時間中に、労働者に対して、職場の安全衛生保護に関する十分かつ適切な訓練を行わなければならない。</u> 訓練は、労働者の職場または業務分野に特化した指示および説明で構成されるものとする。訓練は、採用後の労働者が業務を開始する前、または労働者の職務に変更が生じた場合、または新しい業務用設備や新技術が導入された場合に実施しなければならない。訓練はリスクに関連する進展に合わせて調整され、必要に応じて定期的に繰り返される必要がある。
(2) Where workers are supplied temporarily to another employer, the obligation to provide the training in accordance with subsection (1) shall be on the employer taking on the temporary workers. He shall give the training taking account of the qualification and experience of the persons supplied temporarily to him. The other	(2) 労働者が他の雇用主に一時的に供給される場合、(1)項に従って訓練を行う義務は、一時的労働者を受け入れる雇用主が負う。当該雇用主は、一時的に供給された者の資格および経験を考慮して訓練を行うものとする。労働者派遣を行う雇用主の健康および安全保護に関するその他の義務は、影響を受けない。

obligations regarding health and safety protection on the employer hiring out the workers shall remain unaffected.	
--	--

【表 3-1 対訳：ArbSchG で安全衛生訓練について言及している項目】

3-2-3. 労働安全衛生法（Arbeitssicherheitsgesetz：ASiG）⁸

産業医、安全技術者、その他の労働安全専門家に関する法律。目次一覧は下記資料 3-3 に、安全衛生訓練について言及した項目は表 3-2 に示している。

目次
序文
第 1 部
第 1 条 基本原則
第 2 部
産業医
第 2 条 産業医の選任
第 3 条 産業医の職務
第 4 条 産業医の要件
第 3 部
労働安全衛生専門家
第 5 条 労働安全衛生専門家の選任
第 6 条 労働安全衛生専門家の職務
第 7 条 労働安全衛生専門家の要件
第 4 部
共同規定
第 8 条 専門的知識の適用における独立性
第 9 条 従業員代表委員会との協力
第 10 条 産業医と労働安全専門家の協力
第 11 条 労働安全衛生委員会
第 12 条 所轄官庁による命令
第 13 条 情報提供および閲覧の権利
第 14 条 条例の制定権限
第 15 条 一般管理規則の制定権限

⁸ https://www.gesetze-im-internet.de/englisch_asig/index.html ASiG の英語訳

第 16 条 行政
第 17 条 この法律の適用除外
第 18 条 例外
第 19 条 外部サービス提供者
第 20 条 行政違反
第 21 条
第 22 条 ベルリン条項
第 23 条 発効
附属書 EV、附属書 I 第 8 章主題 B 統一条約第 3 部 （連邦公報 II 1990, 889, 1029） 統一条約第 3 条）

【資料 3-3 ASiG の目次一覧】

訓練について言及している部分

Part 2 Occupational Physicians	Part 2 産業医
Section 2	第二条
(3) Employers shall give occupational physicians the opportunity to participate in further training as necessary to fulfil their duties and with due regard to the interests of the establishment. If occupational physicians are employed as workers, they shall be released from performing their duties for the time of further training while continuing to receive their remuneration. The costs of the further training shall be borne by the employer. If occupational physicians are not employed as workers, they shall be released from performing their duties for the time of further training.	(3) <u>事業者は、産業医がその職務を遂行するため必要な訓練を受ける機会を、事業所の利益に十分配慮して与えなければならない。産業医が労働者として使用される場合、産業医は、報酬を受けながら、訓練期間中は職務遂行を免除される。訓練費用は事業者が負担する。産業医が労働者として使用されない場合、産業医は、訓練期間中は職務遂行を免除される</u>
Section 3 Duties of occupational physicians	第三条 産業医の職務
(1) 4. make efforts to ensure that all workers of an establishment act in accordance with the requirements of occupational safety and	(1) 4. 事業所のすべての労働者が労働安全衛生および事故防止の要件に従って行動するよう確保するために努力すること、特に、

health and accident prevention, in particular, instruct them with regard to the accident and health hazards they are exposed to at work as well as the facilities and measures available to avoid such hazards, and cooperate in the scheduling and training of the "First Aid" assistants and the medical auxiliary personnel.	労働者が職場でさらされる事故および健康上の危険、ならびにそのような危険を回避するための施設および対策について労働者に指示すること、および「 <u>応急手当</u> 」補助員および医療補助要員のスケジュール作成および訓練に協力すること。
Section 5 Appointment of occupational safety specialists	第五条 労働安全衛生専門家の選任
(1) 4. the knowledge and the level of training of the employer or the persons responsible for occupational safety and health pursuant to section 13 (1) nos. 1, 2 or 3 of the Safety and Health at Work Act (Arbeitsschutzgesetz).	(1) 4. 雇用主または労働安全衛生法 (Arbeitsschutzgesetz) 第 13 条第 1 項第 1 号、第 2 号、または第 3 号に基づく労働安全衛生責任者の知識および訓練レベル。
(3) Employers shall give the occupational safety specialists the opportunity to participate in further training as necessary to fulfil their duties and with due regard to the interests of the establishment. If occupational safety specialists are employed as workers, they shall be released from performing their duties for the time of further training while continuing to receive their remuneration. The costs of the further training shall be borne by the employer. If occupational safety specialists are not employed as workers, they shall be released from performing their duties for the time of further training.	(3) <u>事業主は、事業所の利益に十分配慮し、その職務を遂行するために必要な追加の訓練に職業安全衛生専門家の参加の機会を与えるものとする。職業安全衛生専門家が労働者として雇用されている場合、その報酬を受け取り続ける一方で、追加の訓練期間中は職務遂行から解放されるものとする。追加訓練の費用は雇用主が負担する。労働安全衛生専門家が労働者として雇用されていない場合、追加訓練期間中は職務遂行を免除される。</u>
Section 6 Duties of occupational safety specialists	第 6 条 労働安全衛生専門家の職務
4. make efforts to ensure that all workers	4. 事業場の労働者が労働安全衛生及び災

of an establishment act in accordance with the requirements of occupational safety and health and accident prevention, in particular, instruct them with regard to the accident and health hazards they are exposed to at work as well as the facilities and measures available to avoid such hazards, and cooperate in the training of the safety officers.	害防止に関する要件に従って行動するように確保するために努力すること、特に、労働者が業務中にさらされる災害及び健康障害並びにこれらの障害を避けるために利用できる施設及び措置に関する指示を行うこと、並びに <u>安全担当者の訓練に協力すること。</u>
Section 18 Exceptions	第 18 条 例外
The competent authority may allow the employer to appoint occupational physicians and occupational safety specialists who do not yet have the necessary expertise referred to in section 4 or section 7, respectively, if the employer undertakes to have the occupational physicians or the occupational safety specialists undergo appropriate further training within a period of time to be specified.	管轄当局は、 <u>雇用主が第 4 条または第 7 条で言及されている必要な専門知識をまだ有していない産業医および労働安全衛生専門家の任命を認めることができる。</u> ただし、 <u>雇用主が産業医または労働安全衛生専門家に、指定された期間内に適切な追加訓練を受けさせることを条件とする。</u>
Annex EV, Extract from Annex I Chapter VIII Subject matter B Part III of the Unification Treaty (Federal Gazette II 1990, 889, 1029) Conditions applying to the joining territory (Article 3 of the Unification Treaty)	附属書 EV、附属書 I 第 8 章主題 B 統一条約第 3 部 (連邦公報 II 1990, 889, 1029) 統一条約第 3 条)
12 c) An employer may consider that the expertise of occupational safety specialists required under section 7 has been proven by specialists with a university or technical college degree or master craftsman's certificate who worked in a position that corresponds to their education for at least two years, and can give evidence of training as technical engineers or technical	12 c) <u>雇用主は、第 7 条で求められる労働安全専門家の専門知識は、少なくとも 2 年間、学歴または専門学校の学位または熟練工の証明書に相当する職務に従事した専門家によって証明されたものとみなすことができる。</u> また、 <u>労働安全衛生または労働安全衛生検査官、安全エンジニア、防火専門エンジニアの専門技術者、または安全検査官の健康および労働安全の分野における認定され</u>

economists specialized in occupational safety and health or occupational safety and health inspectors or safety engineers or specialist engineers for fire protection or of the acquisition of a recognized additional qualification in the field of health and occupational safety for safety inspectors or an equivalent training in the field of industrial hygiene. Occupational safety specialists also satisfy the requirements if they worked in the field of occupational safety for at least two years prior to the commencement of this Act.	た追加資格の取得、または産業衛生分野における同等の訓練の証拠を提示できる。労働安全衛生専門家は、この法律の施行前に少なくとも 2 年間労働安全衛生分野で働いた場合も要件を満たす。
--	---

【表 3-2 対訳：ASiG で安全衛生訓練について言及している項目】

3-2-4. 社会法典第七編⁹

ドイツの「社会法典第七編（SGB VII）」は、労働災害保険制度を定めた法律で、工作中や通勤中の事故・職業病に対する補償や予防措置について規定している。運営は主に法定事故保険組合（Berufsgenossenschaften）が担っている。目次一覧は下記資料 3-4 に、安全衛生訓練について言及した項目は表 3-3 に示している。

目次
第一章
義務、被保険者グループ、被保険事由
第一節
災害保険の義務
第 1 条 予防、リハビリテーション、補償
第二節
被保険者グループ
第 2 条 法律の運用による保険
第 3 条 法令による保険
第 4 条 保険の免除
第 5 条 保険の免除
第 6 条 任意保険
第三章
保険事故
第 7 条 定義
第 8 条 業務災害
第 9 条 職業性疾病
第 10 条 船舶および内陸水路への適用拡大
第 11 条 保険事故による間接的な影響
第 12 条 出産の保険
第 12 条 a 献血または自己の臓器、臓器の一部、組織の提供に関連する健康障害
第 13 条 援助中の物的損害
第 2 章
予防
第 14 条 原則
第 15 条 事故防止規定
第 16 条 他の事故保険業者が責任を有する場合の効力および外国企業

⁹ https://www.gesetze-im-internet.de/sgb_7/ 社会法典第七編「法定労災保険」

第 17 条 検査およびコンサルティング

第 18 条 労働監督官

第 19 条 労働監督官の権限

第 20 条 第三者との協力

第 21 条 雇用主の責任、被保険者の協力

第 22 条 安全代表

第 23 条 研修および追加研修

第 24 条 企業間職業医学および安全サービス

第 25 条 ドイツ連邦議会への報告

第三章

保険事故発生後の給付

第 1 部

治療給付、職業リハビリ給付、社会参加給付および付加給付、介護給付、現金給付

第 1 款

給付の受給権および給付の種類

第 26 条 原則

第 2 款

治療給付

第 27 条 治療給付の範囲、テレマティクス・インフラへの接続

第 27a 条 テレマティクス・インフラの利用

第 28 条 医療および歯科治療

第 29 条 医薬品および包帯

第 30 条 救済措置

第 31 条 補助

第 32 条 在宅介護

第 33 条 病院およびリハビリテーション

施設における治療 第 34 条 治療の提供

第三款

就労参加促進サービス

第 35 条 就労参加促進サービス

第 36 条～第 38 条 (no longer applicable)

第四款

社会参加促進サービスおよび付随サービス

第 39 条 社会参加促進サービスおよび付随サービス

第 40 条 自動車補助

第 41 条 住宅補助

第 42 条 家事援助および保育費用

第 43 条 旅費

第五款

介護給付

第 44 条 介護

第六款

治療給付および職業復帰給付

第 45 条 傷病給付の条件

第 46 条 傷病給付の開始および終了

第 47 条 傷害給付の額

第 47 条 a 労災保険事業者による職業年金事業者および民間医療保険事業者への拠出金

第 48 条 再発の場合の傷害給付

第 49 条 経過手当

第 50 条 経過手当の額および計算

第 51 条（適用なし）

第 52 条 傷害給付および経過給付からの所得控除

第七章

船員保険の被保険者に関する特別規定

第 53 条 船主による医療の優先

第八章

農業災害保険の被保険者に関する特別規定

第 54 条 企業および家事支援

第 55 条 企業および家事支援の種類および形態

第 55 条 a その他の請求、傷害給付

第二章

年金、手当、一時金

第二章

被保険者に対する年金

56 条 年金受給の要件および受給額

57 条 重傷者に対する年金の増額

58 条 失業者に対する年金の増額

59 条 複数の年金の最高額

第 60 条 施設介護による減額

第 61 条 公務員および職業軍人に対する年金

第 62 条 仮補償としての年金

第二款

遺族給付

- 第 63 条 死亡した場合の給付
- 第 64 条 死亡手当および送還費用の払い戻し
- 第 65 条 遺族年金
- 第 66 条 死別（または死別）年金の元配偶者、複数の受給者
- 第 67 条 遺児年金の要件
- 第 68 条 遺児年金の額
- 第 69 条 直系親族に対する年金
- 第 70 条 遺族年金の最高額
- 第 71 条 寡婦（または寡夫）および遺児手当

第三款

年金の開始、変更及び終了

- 第 72 条 年金の開始
- 第 73 条 年金の変更及び終了
- 第 74 条 年金の変更の免除

第四款

一時金による解決

- 第 75 条 総報酬による一時金による解決
- 第 76 条 就労能力が 40 パーセント未満に低下した場合の一時金による解決
- 第 77 条 一時金が支払われた年金の再開
- 第 78 条 稼得能力が 40 パーセント以上低下した場合の一時金支払
- 第 79 条 一時金支払の範囲
- 第 80 条 再婚した場合の一時金支払

第五款

農業災害保険の被保険者に関する特別規定

- 第 80 条 a 年金の受給要件、待機期間

第三章

年間所得

第一項

一般

- 第 81 条 年間所得の算定基礎

第二項

初回決定

- 第 82 条 標準算定

- 第 83 条 法令による年間所得

第 84 条 職業性疾病の場合の年間所得

第 85 条 年間所得の最低額および最高額

第 86 条（もはや適用されない）

第 87 条 公平な裁量による年間所得

第 88 条 遺族の年間所得の増加

第 89 条 第三者による調整の考慮

第 90 条 年齢層別の再決定

第 91 条 学校または職業訓練別の再決定

第四項

職業組合（Berufsgenossenschaft）による保険対象の船員およびその遺族に対する特別規定

第 92 条 船員の年間所得

第五款

農業災害保険の被保険者およびその遺族に対する特別規定

第 93 条 農業経営者、その配偶者および家族

第四節

追加給付

第 94 条 追加給付

第五章

すべての給付に共通する規定

第 95 条 現金給付の調整

第 96 条 期限、支払いおよび計算原則

第 97 条 国外で支払われる給付

第 98 条 他の給付の控除

第 99 条 ドイツポスト AG による職務の遂行

第 100 条 条例の制定権限

第 101 条 給付の除外または削減

第 102 条 書面による

第 103 条 中間報告、事故調査

第四章

事業主、会社従業員およびその他の者の責任

第一章

被保険者、その扶養家族および遺族に対する責任の制限

第 104 条 事業主の責任の制限

第 105 条 会社で働くその他の者の責任の制限

第 106 条 その他の者の責任の制限

第 107 条 海上における特別規定

第 108 条 裁判所の拘束力

第 109 条 制限責任者の確認判決請求権

第二章

社会保険機関に対する責任

第 110 条 社会保険機関に対する責任

第 111 条 企業の責任

第 112 条 裁判所の拘束力

第 113 条 制限

第五章

組織

第一章

事故保険提供者

第 114 条 事故保険提供者

第 115 条 ドイツ社会事故保険連盟および鉄道における予防

第 116 条 地域災害保険機関

第 117 条 地方災害保険機関

第 118 条 使用者賠償責任保険協会連合会

第 119 条（適用外）

第 119a 条（適用外）

第 120 条 連邦および州の保証

第二章

管轄

第一

産業雇用者賠償責任保険組合の責任

第 121 条 産業雇用者賠償責任保険組合の責任

第 122 条 物質的および地理的責任

第 2 項

農業雇用者賠償責任保険組合の責任

第 123 条 農業雇用者賠償責任保険組合の責任

第 124 条 農業事業の構成要素

第 3 項

公的部門の事故保険機関の管轄

第 125 条 ドイツ社会事故保険連盟および鉄道の管轄

第 126 条（適用外）

第 127 条（適用外）

第 128 条 州レベルの事故保険機関の管轄

第 129 条 市町村レベルの事故保険機関の管轄

第 129 条 a 連邦、州、市町村、市町村連合が企業に共同出資している場合の責任

第四款

責任に関する共通規定

第 130 条 地域的責任

第 131 条 補助的および二次的企業に対する責任

第 132 条 事故保険機関に対する責任

第 133 条 被保険者に対する責任

第 134 条 職業病の場合の管轄

第 135 条 複数の規定に基づく保険

第 136 条 管轄の通知、雇用主の概念

第 136 条 a 雇用主番号

第 136 条 b 企業基本データ登録の目的のための処理

第 137 条 管轄変更の影響

第 138 条 被保険者への通知

第 139 条 暫定的管轄

第 139a 条 ドイツ労災保険連絡事務所 — 外国

第 3 章

その他の保険機関

第 140 条 賠償責任保険および外国保険

第 141 条 保険機関の管理者、監督

第 142 条 共同機関

第 143 条（もはや適用されない）

第 4 章

就業規則

第 144 条 サービス規定

第 145 条 サービス規定における規定

第 146 条 サービス規定違反

第 147 条 サービス規定の制定および改正

第 147a 条 営利目的の職業別団体および農業・林業・造園業の社会災害保険の経営責任者の報酬

第 148 条 連邦および鉄道災害保険のサービス規定

第 149 条 営利職業災害保険組合の業務規定

第 6 章

資金調達

第 1 部

一般規定

第 1 款

保険料負担義務

第 150 条 保険料負担義務者

第 151 条 企業間職業安全衛生サービスからの保険料徴収

第 2 款

保険料率

第 152 条 割当

第 153 条 計算基礎

第 154 条 特別の場合の計算基礎

第 155 条 被保険者数に基づく保険料

第 156 条 労働時間で配分された賃金に基づく保険料

第 157 条 危険料率

第 158 条 承認

第 159 条 企業の危険区分への割り当て

第 160 条 割り当ての変更

第 161 条 最低保険料

第 162 条 割増金、割引、割増金

第 163 条 沿岸漁業者の保険料補助

第三款

前払い金および担保

第 164 条 保険料の前払い金および担保

第四款

随時納付制度

第 165 条 証拠

第 166 条 事業主の情報提供義務および保険料の監視

第 167 条 保険料の算出

第 168 条 保険料の査定

第 169 条 延滞金の徴収

第 170 条 他の災害保険機関への保険料の納付

第五款

運営資金、準備金および管理資産

第 171 条（削除）

第 172 条 運営資金

第 172 条 a 準備金

第 172 条 b 管理資産

第 172 条 c 老齡引当金

第六款

負担の分担および配分、職業性疾病に対する補償費用の配分、農業職業組合の償還請求

第 173 条 負担の分担および配分

第 174 条 職業性疾病に対する補償費用の配分

第 175 条 農業職業組合の償還請求

第 7 章

商業雇用者賠償責任保険組合間の負担配分

第 176 条 原則

第 177 条 定義

第 178 条 年金負担の共同負担

第 179 条 例外的な負担に関する特別規定

第 180 条 補助金、非営利事業

第 181 条 平準化の実施

第二章

農業災害保険に関する特別規定

第 182 条 算定基礎

第 183 条 費用分担の手続き

第 183 条 a 資金使用の報告

第 184 条 積立金

第 184 条 a (適用外)

第 184 条 b (適用外)

第 184 条 c (適用外)

第 184 条 d (削除)

第三章

公的部門の事故保険事業者に関する特別規定

第 185 条 地方自治体の事故保険組合、地域および地方自治体の事故保険事業者、共同事故保険事業者、消防団事故保険事業者

第 186 条 ドイツ社会事故保険および鉄道の費用

第四章

共通規定

第一項

計算原則

第 187 条 計算の原則

第二款

管理および手続費用の削減

第 187a 条 農業災害保険における管理および手続費用の削減

第七章

災害保険機関とその他のサービス提供者の協力および第三者との関係

第一節

災害保険機関とその他のサービス提供者の協力

第 188 条 健康保険基金の情報提供義務

第 189 条 健康保険基金への委託

第 190 条 年金が重複する場合の事故保険機関の年金保険機関への通知義務

第二章

事故保険機関と第三者との関係

第 191 条 雇用主の扶養義務

第 192 条 雇用主および建物所有者の通知および情報提供義務

第 193 条 被保険事故の報告義務

第 194 条 船舶所有者の報告義務

第 195 条 商工会議所および営業または建築許可の発行を担当する当局の支援および情報提供義務

第 196 条 トン数測定当局および船舶登録当局の情報提供義務

第 197 条 その他の当局の情報提供義務

第 198 条 財産所有者の情報提供義務

第 8 章

データ保護

第 1 部

原則

第 199 条 社会事故保険機関によるデータ処理

第 200 条 データ移転権限の制限

第 2 部

医師によるデータ処理

第 201 条 医師および心理療法士によるデータの収集、保管、移転

第 202 条 職業病の報告に関する医師の義務

第 203 条 情報提供に関する医師の義務

第三章

ファイルシステム

第 204 条 複数の労災保険機関のためのファイルシステムの確立

第 205 条 （もはや適用されない）

第四章

その他の規定

第 206 条 職業病対策の研究のためのデータ処理

第 207 条 保険事故および職業上の健康リスクの予防のためのデータ処理

第 208 条 ドイツ郵便 AG からの情報

第 9 章

罰金に関する規定

第 209 条 罰金に関する規定

第 210 条 管轄行政当局

第 211 条 行政犯罪の訴追および処罰における協力

第 10 章

経過規定

第 212 条 原則

第 213 条 保険適用

第 214 条 過去の保険案件にも適用

第 215 条 統一条約第 3 条に規定された地域における保険案件に関する特別規定

第 216 条 (適用外)

第 217 条 既得権の保護

第 218 条 (適用外)

第 218 条 a 遺族給付

第 218 条 b 職業病の遡及認定

第 218 条 c 2004 年 4 月 1 日以前に開始された現行の現金給付の支払い

第 218 条 d 特別な責任

第 218 条 e 保険料監視のドイツ年金保険への移管に伴う経過規定

第 218 条 f 評価

第 218 条 g 国家の関心にかかわる伝染病発生時の経過規定

第 219 条 (削除)

第 219 条 a 老齢規定

第 220 条 商業雇用主の責任保険組合間の均衡

第 221 条 農業災害保険に関する特別規定

第 221 条 a 農業専門協会によるデータ処理

第 221 条 b 移行期間および農業災害保険の拠出金調整

第 11 章

法定災害保険の再編に関する経過規定

第 222 条 商業専門協会の再編

第 223 条 州レベルの公的災害保険機関の再編

第 224 条 加入者番号から雇用者番号への変換

第 225 条（適用外）
付録 1（第 114 条）
商業職業災害保険組合
付録 2（適用外）

【資料 3-4 社会法典第七編の目次一覧】

訓練について言及している部分

Zweiter Abschnitt Versicherter Personenkreis	第 2 章 被保険者
(1) Kraft Gesetzes sind versichert	(1) 以下のものは法律で <u>保険が適用される</u> 。
2. Lernende während der beruflichen Aus- und Fortbildung in Betriebsstätten, Lehrwerkstätten, Schulungskursen und ähnlichen Einrichtungen,	2. 事業所、 <u>訓練ワークショップ、訓練コース、および類似の機関における職業教育および訓練中の学習者、</u>
第 23 Aus- und Fortbildung	第 23 研修および追加研修
(1) Die Unfallversicherungsträger haben für die erforderliche Aus- und Fortbildung der Personen in den Unternehmen zu sorgen, die mit der Durchführung der Maßnahmen zur Verhütung von Arbeitsunfällen, Berufskrankheiten und arbeitsbedingten Gesundheitsgefahren sowie mit der Ersten Hilfe betraut sind. Für nach dem Gesetz über Betriebsärzte, Sicherheitsingenieure und andere Fachkräfte für Arbeitssicherheit zu verpflichtende Betriebsärzte und Fachkräfte für Arbeitssicherheit, die nicht dem Unternehmen angehören, können die Unfallversicherungsträger entsprechende Maßnahmen durchführen. Die Unfallversicherungsträger haben Unternehmer und Versicherte zur Teilnahme an Aus- und Fortbildungslehrgängen anzuhalten.	(1) <u>労働災害、職業病、労働関連の健康被害の防止対策および応急処置の実施を委託された企業内の担当者に、必要な訓練および継続教育が提供されるよう、労働災害保険事業者は確保しなければならない。</u> 社会災害保険機関は、労働安全衛生法（Gesetz über Betriebsärzte, Sicherheitsingenieure und andere Fachkräfte für Arbeitssicherheit）により選任が義務付けられているものの、企業に所属していない産業医および労働安全衛生専門家に対して、適切な措置を講じることができる。 <u>社会災害保険機関は、雇用主および被保険者に対して、訓練および継続研修への参加を奨励する。</u>

(2) Die Unfallversicherungsträger haben die unmittelbaren Kosten ihrer Aus- und Fortbildungsmaßnahmen sowie die erforderlichen Fahr-, Verpflegungs- und Unterbringungskosten zu tragen. Bei Aus- und Fortbildungsmaßnahmen für Ersthelfer, die von Dritten durchgeführt werden, haben die Unfallversicherungsträger nur die Lehrgangsgebühren zu tragen.	(2) <u>事故保険会社は、その訓練および追加研修措置の直接費用、ならびに必要な交通費、食費、宿泊費を負担する。第三者が実施する救急法の研修および追加研修措置の場合、事故保険会社は受講料のみを負担する。</u>
3) Für die Arbeitszeit, die wegen der Teilnahme an einem Lehrgang ausgefallen ist, besteht gegen den Unternehmer ein Anspruch auf Fortzahlung des Arbeitsentgelts.	3) <u>従業員は、訓練コースへの参加により失われた労働時間分の賃金を雇用主から引き続き受け取る権利を有する。</u>
(4) Bei der Ausbildung von Sicherheitsbeauftragten und Fachkräften für Arbeitssicherheit sind die für den Arbeitsschutz zuständigen Landesbehörden zu beteiligen.	(4) <u>労働安全を担当する国家当局は、安全管理者および労働安全専門家の訓練に関与しなければならない。</u>

【表 3-3 対訳：社会法典第七編で安全衛生訓練について言及している項目】

3-3. 労働安全衛生を司る機関

3-3-1. BMAS (Bundesministerium für Arbeit und Soziales)

3-3-1-1. BMAS の主な役割

BMAS（ドイツ連邦労働・社会省）は、ドイツ連邦共和国の中央行政機関の一つであり、労働市場政策および社会保障制度の企画・立案・実施を担う省庁である。BMAS は、連邦政府の一部として構成され、労働・社会政策に係る事項を統括する中央省庁である。本省はベルリンおよびボンに本拠を置き、約 1,400 名の職員を擁する。また、同省は連邦労働大臣の下、複数の局・課により構成されており、専門的分野ごとに政策を策定・実施する体制が整備されている。¹⁰

BMAS の所掌事務は多岐にわたるが、以下の四点が中核的な機能として位置づけられる。

¹⁰ <https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/16/dl/t3-03.pdf> 『2015 年海外情勢報告』厚生労働省

1) 労働市場政策の企画・運営

雇用の創出・維持、失業対策、職業訓練の推進などを通じ、健全な労働市場の確立を目指す。

2) 社会保障制度の管理

公的年金制度、失業保険制度、障害者支援制度などの制度設計および実施を所掌し、国民生活の安定を図る。

3) 労働安全衛生政策の推進

労働環境の安全確保、職業上の健康被害防止に資する規制・指導・支援策を講じる。

4) 社会的包摂の促進

障害者、高齢者、移民等の社会的弱者に対する支援政策を通じ、平等な社会参加の機会を保障する。

3-3-1-2. BMAS の提供する職業訓練

ドイツの職業訓練制度「デュアルシステム（Dualsystem）」¹¹は、企業内訓練と職業学校教育の両立により、実践的かつ体系的な職業能力の習得を目的とする制度である。企業における実地訓練と並行して、職業学校にて理論教育が行われる点が特徴であり、訓練生（Auszubildende）は週に数日間を企業で、残りを学校で過ごすという構成になっている。この制度は中等教育段階後の職業教育訓練（VET: Vocational Education and Training）の中心であり、ドイツの若年者雇用政策および人材育成戦略の中核をなしている。訓練期間は原則として2年から3年半で、職種により異なる。対象となる職種はおよそ350種に及び、製造業、建設業、医療、IT、商業など多様な分野を網羅している。訓練は雇用契約に基づき実施され、訓練生には企業から報酬が支払われる。訓練終了後には、商工会議所（IHK）や手工業会議所（HWK）などの公的機関による最終試験を受験し、合格者には国家資格が授与される。制度の運営には企業、職業学校、連邦・州政府、業界団体、労働組合が関与し、それぞれが明確な役割分担のもと協力している。デュアルシステムは、労働市場のニーズに即した職業人を効率的に育成する手段として、極めて高い有効性を持つとされている。特に、訓練修了者の高い就職率と、企業による即戦力人材の確保という観点から、その社会的・経済的效果は大きい。一方で、いくつかの課題も指摘されている。急速な技術革新やサービス経済化への対応が求められる中、訓練カリキュラムの柔軟性・更新性が十分でない点、また中小企業における訓練資源の不足により訓練生の受け入れが困難となるケースもある。さ

¹¹ <https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/16/dl/t3-03.pdf> 同上

らに、大学進学志向の強まりにより、デュアルシステムへの志願者が減少傾向にあることも、制度の持続可能性に関わる重要な課題とされている。

3-3-2. DGUV (Deutsche Gesetzliche Unfallversicherung)

3-3-2-1. DGUV の規定

DGUV（ドイツ法定労災保険機構）は、産業部門および公共部門の災害保険機関（それぞれ BG および公共部門の事故保険者）の連合組織である。DGUV は、会員機関の共通の利益に対する責任を担い、会員企業および被保険者個人の利益のために、会員機関の機能を促進する。DGUV は、政策立案者、地域、国家、欧州、国際機関、および雇用者および被雇用者の代表機関との折衝において、法定の事故保険機関を代表する。

DGUV の機関は、登録された協会として、会員会議と運営委員会である。雇用者および被雇用者の代表機関は、これらの機関の両方において、また個々の事故保険機関の自治行政内においても同等の代表権を有している。DGUV の「議会」である会員総会は、少なくとも年に 1 回開催され、重要な問題について議論し、決定する。運営委員会は会員総会によって選出される。運営委員会は DGUV の業務を遂行し、事務局長を選出する。¹²

ドイツでは、労働安全衛生は二重の労働安全システムによって規制されている。つまり、国に加えて、ドイツ法定災害保険協会（DGUV）も労働安全衛生に責任を負う。この二重構造は、労働安全衛生に関する規程および規則にも反映されている。労働安全衛生に関する規則および規定は、州法、条例、技術的規範に加えて、DGUV が発行する事故防止に関する各種規則および指針も含まれる。これらの規則類は、ドイツ社会法典第 7 編第 14 条第 1 項（Sozialgesetzbuch VII, 第 14 Abs.1）に定められた予防義務を履行することを目的としている。なお、ドイツの二重システムにおいては、国家法令と DGUV の事故防止規則・指針が同一の安全衛生領域を扱う場合がある。ただし、これは相互に独立した競合的規制というより、国家法令が一般的・基本的義務を定め、DGUV 規則等が産業別・作業別に具体的な実施方法を補完する関係として理解される。仮に内容に重複がある場合には、事業者は双方を満たす必要があり、矛盾が生じる場合には上位法である国家法令が優先される。ただし実務上は、DGUV 規則及び DGUV 情報は、国家法令上の義務を具体的に履行するための重要な基準・指針として機能している。

DGUV の発行する規定には、法的拘束力を有する事故防止規定（DGUV Vorschriften）が含まれており、これらは「DGUV 規則」「DGUV 情報」「DGUV 原則」といった文書群によって構成されている。これらの文書は、雇用者および被保険者が安全衛生に関する法的義務を遂行する上での指針として機能し、実務における安全衛生活動の支援資料として活用されている。さらに、品質保証の観点からも、これらの規定類は事故防止規定における法的

¹² <https://www.dguv.de/en/about-us/index.jsp> DGUV, “About Us”

拘束力のある要件ならびに州法に基づく法的要件を満たす行動指針として有用である。現行の全文書は、DGUV が運営する出版物データベースを通じて閲覧可能であるが、すべての文書が英語版として提供されているわけではない点には留意を要する。

事故防止規定（DGUV Vorschriften）は、DGUV によって定められる自治法規であり、その法的根拠はドイツ社会法典第 7 編第 15 条第 1 項（SGB VII 第 15 Abs.1）に規定されている。これらの規定は、労働安全衛生の領域における実務的かつ法的な整合性を確保することを目的として策定される。

DGUV 規定の策定は、DGUV に設置された専門委員会によって行われ、同委員会には法的専門性を担保するため DGUV の法務担当者が参画している。この構成により、技術的知見と法的要件の両立が制度的に担保されている。また、策定された規定の正式な発行にあたっては、連邦労働社会省（BMAS）または各州の最高労働安全衛生当局といった所轄行政機関の承認を受ける必要がある。

DGUV 規定は、労働災害の予防を目的とした「保護目標（Schutzziele）」を明示しており、その多くは特定のテーマまたは業務分野に基づいて構成されている。加えて、業種横断的な基本規定として、「DGUV 規定 1：予防の原則」および「DGUV 規定 2：産業医および労働安全衛生専門家」が存在する。これらは、企業内における労働安全体制の組織化や、予防措置の導入、ならびに産業保健および安全管理の具体的な設計に関する基盤的枠組みを提供するものである。

一旦 DGUV 規定が制定・発行されると、当該社会保険機関に加入するすべての関係者に対して法的拘束力を持つ。これは雇用者のみならず、被保険者個人にも等しく適用される。規定の遵守状況については、DGUV に所属する労働監督官が監視を行い、必要に応じて具体的な是正指示を行う権限を有する。規定の遵守状況については、DGUV 傘下の各労災保険機関、すなわち産業・業種別の労災保険組合（Berufsgenossenschaften：BG）又は公共部門の事故保険機関に所属する監督官が監視を行い、必要に応じて具体的な是正指示を行う権限を有する。また、法的拘束力を持つ規定に対する違反が確認された場合には、罰金等の行政処分が科される可能性がある。¹³

3-3-2-2. DGUV 規則・情報・原則

事故防止規定（DGUV Vorschriften）は、ドイツ法定災害保険協会（DGUV）によって定められる自治的法規であり、その法的根拠は、社会法典第 7 編第 15 条第 1 項（Sozialgesetzbuch VII, 第 15 Abs.1）に規定されている。これらの規定は、労働災害の予防および労働安全衛生の確保を目的とした包括的な制度の一部を構成している。規定の策定は、DGUV に設置された専門委員会により行われ、同委員会には法律専門家（弁護士）が

¹³ https://www.dguv.de/en/prevention/rules_regulations/index.jsp DGUV, 「予防：規則・規定・情報」

参加することで、技術的知見と法的要件の両者を確実に反映させる体制が確立されている。また、事故防止規定を正式に発行するには、連邦労働社会省（BMAS）または各州の最高労働安全衛生当局の承認が必要である。この制度的手続きにより、規定の正当性と実効性が担保されている。DGUV 規定では、各種の保護目標（Schutzziele）が明示されており、多くは特定のテーマまたは業務領域に即して構成されている。中でも、「DGUV 規定 1：予防の原則」および「DGUV 規定 2：産業医および労働安全衛生専門家」は、労働安全の制度的枠組みおよび企業における予防措置の設計に関する基本的な指針を提供する規定として位置づけられている。これらの事故防止規定は、DGUV に加盟する機関の加入者に対して法的拘束力を有し、その対象には雇用者のみならず被保険者個人も含まれる。規定の遵守は、DGUV 所属の労働監督官によって監視され、必要に応じて個別の是正指導が行われる。また、規定に違反した場合には罰金手続きが開始される可能性があるなど、法的制裁も伴う。DGUV が提供する規則群は、「DGUV 規則」「DGUV 情報」「DGUV 原則」の三種に分類される。これらは主に、国家の職業安全規則および事故防止規則に基づく義務の履行を支援することを目的としており、職場における事故、職業病、ならびに業務起因性健康被害の予防に資する実践的指針を提供するものである。特に、部門別規則は、特定産業における事業活動や作業環境、作業手順に関連する包括的事項を取り扱う特別な DGUV 規則として制定されている。一方、DGUV 情報は、特定分野または課題に関する実務的指針を提供するものであり、産業別、業務別、対象者別にカスタマイズされた安全衛生対策を提示している。さらに、DGUV 原則は、点検の標準化など、運用上の手続きに関する統一的な基準を提供しており、実施の一貫性と効率性の向上に資する。なお、公的部門においては、雇用主として連邦政府、各州、市町村、ならびにその他の公法上の法人、財団、機関等が含まれることにも留意すべきである。¹⁴

「DGUV 規則」「DGUV 情報」「DGUV 原則」の中で、建設や高所作業、足場等に関連したものを下記に抜粋した。

¹⁴ https://www.dguv.de/en/prevention/rules_regulations/index.jsp 同上

① DGUV 規則 38「工事」¹⁵

概要については図 3-1、項目一覧については資料 3-5、安全衛生訓練やドイツ語使用の義務について書かれた項目については表 3-4 の対訳を参照のこと。



🛒 ☆ 🔄 ⬇️ (PDF、アクセス可能) ©

DGUV規則38
工事

あなたに適用される規制については、担当の傷害保険会社から入手できます。

発行日：	2019年11月
エディタ：	DGUV
ページ数：	16
形式：	A5
言語：	ドイツ語
ウェブコード：	p021438
部門：	工事

主題領域のその他のパンフレット

DGUV規則38「建設工事」のこのモデル規則は、2019年2月27日と28日のDGUV総会で採択されました。2019年11月。
この新しいバージョンのDGUV規則38「建設作業」は、1997年1月1日のバージョンの以前の事故防止規則「建設作業」（DGUV規則38および39、以前のBGV C22およびGUV-V C22）に取って代わります。個々の傷害保険機関は、代表者会議の決議および傷害保険機関からの通知に従って規則を実施します。
DGUV規則38の新しいバージョンは再構成され、その内容が根本的に改訂されました。特に、州の規制や規則に適合しました。罰金の対象となる建築特有の規制は必須のものに限定されました。建設工事における特有の危険や事故発生状況に応じて、事故防止規定には管理監督、構造物の安定性や耐荷重性、転落に対する安全対策、交通経路、作業場、手順など建設特有の仕様に関する罰金対象となる規定が含まれています。新しい点は、非営利目的の建設工事を自ら行い、建設労働者の支援を受けている個人事業主や建築主も義務の対象に含まれると明示的に言及されている点である。

【図 1-1 DGUV 規則 「工事」 概要】

¹⁵ <https://publikationen.dguv.de/regelwerk/dguv-vorschriften/3794/bauarbeiten?c=13> DGUV, 「建設作業に関する事故予防規則」

DGUV 規則 38「工事」¹⁶

まえがき
第 1 条 適用範囲
第 2 条 定義
第 3 条 管理、監督および安全対策
第 4 条 指示
第 5 条 安定性および耐荷重性
第 6 条 既存の設備および交通上の危険
第 7 条 建設現場における自走式作業設備および車両の運転
第 8 条 作業場および交通ルート
第 9 条 落下保護
第 10 条 開口部および凹部の固定
第 11 条 落下物
第 12 条 軽犯罪
第 13 条 発効/失効
ページ
サンプル – UVV

【資料 3-5 DGUV 規則「工事」の項目一覧】

3 Leitung, Aufsicht und Sicherungsaufgaben	3 管理、監督、安全対策
(1) Der Unternehmer hat dafür zu sorgen, dass Bauarbeiten von weisungsbe-fugten und fachkundigen Vorgesetzten geleitet werden. Diese Vorgesetzten müssen gewährleisten, dass bei der Durchführung der Bauarbeiten die Arbeitsschutz- und Unfallverhütungsvorschriften eingehalten werden und die Gefährdungen für die Sicherheit und Gesundheit der Versicherten mini-miert werden. Die Leitung der Bauarbeiten umfasst auch das Einrichten und Räumen der Baustelle.	(1) 雇用主は、建設作業が、指示を出す権限を有し、かつ、その分野に精通した監督者によって管理されるようにしなければならない。これらの監督者は、建設作業の実施中に労働安全衛生および事故防止に関する規定が遵守され、被保険者の安全および健康に対するリスクが最小限に抑えられるようにしなければならない。建設作業の管理には、建設現場の準備と後片付けも含まれる。
(2) Der Unternehmer hat dafür zu sorgen, dass Bauarbeiten von weisungs-befugten	(2) 事業主は、指示を出す権限があり、その分野に精通した者（監督者）に建設作業

¹⁶ <https://publikationen.dguv.de/widgets/pdf/download/article/3794> DGUV, 「建設作業に関する事故予防規則」

und fachkundigen Personen beaufsichtigt werden (Aufsichtfüh-rende). Diese müssen die arbeitssichere Durchführung der Bauarbeiten überwachen.	を監督させるものとする。これらの者は、建設作業の安全な遂行を監視しなければならない。
(3) Bei Bauarbeiten, die die Wahrnehmung von Sicherungsaufgaben erfordern, hat der Unternehmer dafür zu sorgen, dass fachkundige Personen mit die-sen Aufgaben betraut werden. Während ihrer Wahrnehmung dürfen diese Personen mit keiner anderen Tätigkeit betraut werden. Die fachkundige Person hat die ihr übertragene Sicherungsaufgabe durchzuführen und darf währenddessen keine weitere Tätigkeit ausüben.	(3) 安全対策の実施を必要とする建設作業の場合、雇用主は有能な人物にこれらの業務を担当させることを保証しなければならない。これらの業務を遂行する間、これらの人物には他の業務を一切担当させてはならない。有能な人物は、自分に割り当てられた安全対策を遂行し、その間は他の業務を一切行ってはならない。
(4) Der Unternehmer hat sicherzustellen, dass eine Verständigung in deutscher Sprache zumindest mit dem Aufsichtführenden, bzw. dessen Vertretung bei der Durchführung von Bauarbeiten gewährleistet ist. Dies kann z. B. unter Zuhilfenahme einer der deutschen Sprachemächtigen Person vor Ort erfolgen.	(4) 雇用主は、建設作業が行われている間、少なくとも監督者または監督者の代理者との間でドイツ語によるコミュニケーションが可能であることを保証しなければならない。これは、例えば、現場にいるドイツ語に堪能な人物の助けを借りることで実現できる。
(5) Der Unternehmer darf nur Einrichtungen, Arbeitsmittel, persönliche Schutz-ausrüstungen, Arbeitsverfahren und Arbeitsstoffe zur Verfügung stellen, die sicherheitstechnisch einwandfrei sind. Der Unternehmer hat dafür zu sor-gen, dass diese Einrichtungen, Arbeitsmittel, persönliche Schutzausrüstun-gen, Arbeitsverfahren und Arbeitsstoffe entsprechend der Betriebsanwei-sung sowie der Unterweisung verwendet werden. Die Versicherten haben die vom Unternehmer zur Verfügung gestellten Einrichtungen,	(5) 雇用主は、安全な設備、作業材料、個人用保護具、作業手順および作業物質のみを提供することができる。雇用主は、これらの設備、作業材料、個人用保護具、作業手順および作業物質が、取扱説明書および訓練に従って使用されることを保証しなければならない。被保険者は、雇用主が提供する設備、作業材料、個人用保護具、作業手順および作業物質を使用しなければならない。

Arbeitsmittel,	
M U S T E R - U V V persönliche Schutzausrüstungen, Arbeitsverfahren und Arbeitsstoffe entsprechend der Betriebsanweisung sowie ihrer Unterweisung zu verwenden. Stellt ein Versicherter fest, dass Einrichtungen, Arbeitsmittel, persönliche Schutzausrüstungen, Arbeitsverfahren oder Arbeitsstoffe sicherheitstechnisch nicht einwandfrei sind, muss er dies dem Aufsichtführenden unverzüglich melden, sofern er den Mangel nicht selbst beseitigen kann	M U S T E R - U V V <u>個人用保護具、作業手順および材料を、操作説明書および訓練に従って使用しなければならない。</u> 被保険者が、設備、作業設備、個人用保護具、作業手順または材料が安全上の観点から完全な状態でないことを被保険者が判断した場合、自ら欠陥を修正できない場合を除き、被保険者は直ちに監督者に報告しなければならない。

【表 3-4 対訳：DGUV 規則「工事」における訓練とドイツ語使用についての項目】

② DGUV 情報 201-011「作業用、保護用、組立用の足場の使用」¹⁷

作業用、保護用、組立用の足場の使用について定めた「DGUV 情報 201-011」の概要は、下記図 3-2 を参照のこと。



 (PDF、アクセス可能) 

DGUV情報201-011

作業用、保護用、組立用の足場の使用

9.60ユーロ

含むVATと送料

- 発送準備完了、配達時間は約。1〜3営業日

発行日：	2023年1月
エディタ：	DGUV
ページ数：	64
形式：	A4
言語：	ドイツ語
ウェブコード：	p201011
前回の号：	BGI/GUV-I 663
部門：	工事
主題領域：	建築工事

主題領域のその他のパンフレット

足場の組み立て、変更、解体、そして実際の使用には、さまざまな危険が伴います。DGUV 情報 201-011 では、足場を使った作業を安全に行う方法を、多くの説明図とともに実践的に説明しています。実用性を向上させるために、情報は一般的な建設プロセスに従って構成されています。まず、クライアントとプランナー向けの要件と指示を扱い、次に足場設置者（組み立て、解体、再構築）向けの要件と指示を扱い、最後に実際の使用時の足場ユーザー向けの要件と指示を扱います。この文書には、足場に関する広範な技術情報を含む章も含まれており、付録には操作手順のサンプルやその他の実用的な補助資料も含まれています。

【図 3-2 DGUV 情報 201-011 「作業用、保護用、組立用の足場の使用」の概要】

¹⁷ <https://publikationen.dguv.de/regelwerk/dguv-informationen/793/verwendung-von-arbeits-schutz-und-montagegeruesten?c=15> DGUV, 「作業用、保護用、組立用の足場の使用」

③ DGUV 情報 208-019「移動式高所作業車の安全な取り扱い」¹⁸

移動式高所作業車の安全な取り扱いについて定めた「DGUV 情報 208-019」の概要は、下記図 3-3 を参照のこと。



🛒 ☆ 🌐 📄 (PDF、アクセス可能) ©

DGUV情報208-019

移動式高所作業車の安全な取り扱い

8.90ユーロ
含むVATと送料

● 発送準備完了、配達時間は約。1〜3営業日

発行日:	2020年1月
エディタ:	DGUV
ページ数:	108
形式:	A5
言語:	ドイツ語
ウェブコード:	p208019
前回の号:	BGI 720
部門:	貿易と物流
主題領域:	イントラロジスティクスと貿易
	主題領域のその他のパンフレット

移動式高所作業台は、建設現場や企業内のさまざまな活動でますます使用されるようになっていきます。これにより生産性が向上し、作業が容易になり、安全性と健康保護が向上します。一時的な職場としての梯子の重要性はますます薄れつつあります。

しかし、高所作業車の使用によって直ちに事故件数が減少するわけではありません。安全な操作には、ある程度の基礎情報、知識、専門的なスキルが必要です。専門知識に加えて、取り扱いに伴う危険性も特定し、対策を定義する必要があります。

この DGUV 情報は、移動式高所作業車をレンタルして使用する企業、およびサービスおよびメンテナンス会社とオペレーターを対象としています。上記の責任者やオペレーターが移動式高所作業車を安全に保守、点検、操作できるように支援することを目的としています。

【図 3-3 DGUV 情報 208-019 「移動式高所作業車の安全な取り扱い」概要】

¹⁸ <https://publikationen.dguv.de/regelwerk/dguv-informationen/472/sicherer-umgang-mit-fahrbaren-hubarbeitsbuehnen?c=15> DGUV, 「移動式高所作業車の安全な取り扱い」

④ DGUV 情報 208-032 「はしごの選択と使用」¹⁹

はしごの選択と使用についての情報を提供している「DGUV 情報 208-032」の概要は、下記図 3-4 を参照のこと。



The image is a screenshot of a web page for DGUV Information 208-032. On the left is a thumbnail of the brochure cover, which features a blue sky background with a white ladder structure and the text '208-032', 'DGUV Information 208-032', 'Auswahl und Benutzung von Steigleitern', and 'Oktober 2018'. The DGUV logo is at the top. On the right, the product details are listed in Japanese. At the top right of the page are icons for a shopping cart, a star, a share button, a download button with the text '(PDF, アクセス不可)', and a copyright symbol. The main title is 'DGUV情報208-032 はしごの選択と使用'. Below it, the price is '5.80ユーロ' (5.80 Euro), including VAT and shipping. A green status message says '● 発送準備完了、配達時間は約。1〜3営業日' (Shipping preparation complete, delivery time is approx. 1-3 business days). A list of specifications follows: 発行日 (2018年10月), エディタ (DGUV), ページ数 (52), 形式 (A5), 言語 (ドイツ語), ウェブコード (p208032), 前回の号 (BGI/GUV-I 5189), 部門 (貿易と物流), and 主題領域 (構造設備とはしご). At the bottom right, it says '主題領域のその他のパンフレット' (Other brochures in the subject area).

発行日：	2018年10月
エディタ：	DGUV
ページ数：	52
形式：	A5
言語：	ドイツ語
ウェブコード：	p208032
前回の号：	BGI/GUV-I 5189
部門：	貿易と物流
主題領域：	構造設備とはしご
	主題領域のその他のパンフレット

【図 3-4 DGUV 情報 208-032 「はしごの選択と使用」概要】

¹⁹<https://publikationen.dguv.de/regelwerk/dguv-informationen/2604/auswahl-und-benutzung-von-steigleitern?c=15> DGUV, 「はしごの選択と使用」

⑤ DGUV 情報 201-017 「転がるときに転倒する危険」²⁰

「転がるときに転倒する危険」について定めた情報を提供している「DGUV 情報 201-017」の概要は、下記図 3-5 を参照のこと。

DGUV
Deutsche Gesetzliche
Unfallversicherung
Sicherheitsrat

🛒 ☆ 🔄 ⬇️ (PDF、アクセス不可) ©

DGUV情報201-017
転がるときに転倒する危険
0.88ユーロ
含むVATと送料
● 発送準備完了、配達時間は約。1〜3営業日

発行日:	2012年7月
エディタ:	DGUV
ページ数:	4
形式:	リーフレット
言語:	ドイツ語
ウェブコード:	p201017
前回の号:	BGI/GUV-I 750
部門:	工事
主題領域:	土木工学

主題領域のその他のパンフレット

【図 3-5 DGUV 情報 201-017 「転がるときに転倒する危険」概要】

²⁰ <https://publikationen.dguv.de/regelwerk/publikationen-nach-fachbereich/bauwesen/tiefbau/809/kippgefahr-beim-walzen?c=15> DGUV, 「転がるときに転倒する危険」

- ⑥ DGUV 原則 312-001「落下防止用個人用保護具および救助用具の使用に関する実践的な演習を含む指導を提供するためのトレーナーおよびトレーニングセンターの要件」²¹

落下防止用個人用保護具および救助用具の使用に関する実践的な演習を含む指導を提供するためのトレーナーおよびトレーニングセンターの要件について定めた、DGUV 原則 312-001 は、以下の図 3-6 に概要が示してある。



DGUV
Deutsche Gesetzliche Unfallversicherung
Sozialversicherung

312-001
DGUV Grundsatz 312-001

Anforderungen an Auszubildende und Ausbildungsstätten zur Durchführung von Unterweisungen mit praktischen Übungen bei Benutzung von persönlichen Schutzausrüstungen gegen Absturz und Rettungs-ausrüstungen

312-001
DGUV Grundsatz 312-001

DGUV原則312-001
落下防止用個人用保護具および救助用具の使用に関する実践的な演習を含む指導を提供するためのトレーナーおよびトレーニングセンターの要件

3.95ユーロ
含むVATと送料
● 発送準備完了、配達時間は約。1〜3営業日

発行日： 2015年6月
エディタ： DGUV
ページ数： 36
形式： A5
言語： ドイツ語
ウェブコード： p312001

部門： 個人用保護具
主題領域： 墜落防止用個人用保護具／救助用具
主題領域のその他のパンフレット

新しい DGUV 原則 312-001 では、起業家への支援として、特に、落下防止用個人用保護具および救助用具の分野で指導を行うトレーナーに対する要件について説明しています。さらに、トレーニングコンテンツは、特定のアプリケーション状況に合わせたチェックリストの形式で提供されます。

【図 3-6 DGUV 情報 312-001 「落下防止用個人用保護具…の要件」概要】

²¹ <https://publikationen.dguv.de/regelwerk/dguv-grundsaeetze/2975/anforderungen-an-ausbildende-und-ausbildungsstaetten-zur-durchfuehrung-von-unterweisungen-mit-praktisc?c=16> DGUV, 「落下防止用保護具（中略）の要件」

⑦ DGUV 原則 308-008「高所作業車のオペレーターの訓練と試運転」²²

「高所作業車のオペレーターの訓練と試運転」についての情報を提供している「DGUV 原則 308-008」の概要は、下記図 3-7 を参照のこと。

The image shows a screenshot of a webpage for the DGUV principle 308-008. On the left is a thumbnail of the booklet cover, which is blue with white and green text. The cover text includes '308-008', 'DGUV Grundsatz 308-008', 'Ausbildung und Beauftragung der Bediener von Hubarbeitsbühnen', and 'April 2010'. On the right, the product details are listed in a clean, modern layout. At the top right of the page are icons for a shopping cart, a star, a share button, a download button (with a note '(PDF, Access not possible)'), and a copyright symbol. The main title 'DGUV原則308-008 高所作業車のオペレーターの訓練と試運転' is prominently displayed. Below it is the subtitle '2.82ユーロ' and a note '含むVATと送料'. A green status message indicates '発送準備完了、配達時間は約. 1〜3営業日'. A list of specifications follows, including the issue date (April 2010), editor (DGUV), page count (16), format (A5), language (German), web code (p308008), previous issue number (BGG/GUV-G 966), department (Trade and Logistics), and subject area (Intralogistics and Trade). At the bottom, it mentions '主題領域のその他のパンフレット'.

DGUV
Deutsche Gesetzliche
Unfallversicherung
Spezialverband

308-008
DGUV Grundsatz 308-008

Ausbildung und
Beauftragung der Bediener
von Hubarbeitsbühnen

April 2010

🛒 ☆ 🌐 📄 (PDF、アクセス不可) ©

DGUV原則308-008
高所作業車のオペレーターの訓練と試運転
2.82ユーロ
含むVATと送料
● 発送準備完了、配達時間は約. 1〜3営業日

発行日： 2010年4月
エディタ： DGUV
ページ数： 16
形式： A5
言語： ドイツ語
ウェブコード： p308008
前回の号： BGG/GUV-G 966

部門： 貿易と物流
主題領域： イントラロジスティクスと貿易
主題領域のその他のパンフレット

【図 3-7 DGUV 原則 308-008 「高所作業車のオペレーターの訓練と試運転」 概要】

²² <https://publikationen.dguv.de/regelwerk/dguv-grundsaeetze/90/ausbildung-und-beauftragung-der-bediener-von-hubarbeitsbuehnen?c=16> DGUV, 「高所作業車のオペレーターの訓練と試運転」

⑧ DGUV 原則 312-003「高所作業者検査の要件」²³

「高所作業者検査の要件」についての情報を提供している「DGUV 原則 312-003」の概要は、下記図 3-8 を参照のこと。

The screenshot displays the product page for DGUV Grundsatz 312-003. On the left is a thumbnail of the document cover, which is blue with white and green text. The title on the cover is 'Anforderungen an Prüfungen von Höhenarbeitern und Höhenarbeiterinnen'. To the right of the thumbnail, the product title 'DGUV原則312-003 高所作業者検査の要件' is shown. Below the title, the price '6.19ユーロ' is listed, along with '含むVATと送料'. A green status indicator says '● 発送準備完了、配達時間は約。1〜3営業日'. A table of specifications follows: 発行日: 2020年10月, エディタ: DGUV, ページ数: 28, 形式: A5, 言語: ドイツ語, ウェブコード: p312003. Below this, the department is '個人用保護具' and the subject area is '墜落防止用個人用保護具／救助用具'. A link for '主題領域のその他のパンフレット' is provided. At the bottom, a paragraph explains that the document details technical content and formal requirements for rope access workers, with common qualification levels (1-3) reviewed individually. It also mentions requirements for testing centers.

DGUV 原則 312-003 では、ロープ アクセスおよび位置決め技術を使用するロープ アクセス作業者の試験の技術的内容と正式な要件が詳細に説明されています。共通資格レベル（レベル1〜3）は個別に審査されます。さらに、高所作業者に対する試験を実施したい試験センターに対する要件も提示されています。

【図 3-8 DGUV 原則 312-003 「高所作業者検査の要件」概要】

²³ <https://publikationen.dguv.de/regelwerk/dguv-grundsaeetze/3924/anforderungen-an-pruefungen-von-hoehenarbeitern-und-hoehenarbeiterinnen?c=16> DGUV, 「高所作業者検査の要件」

⑨ DGUV 原則 312-906「個人用墜落防止器具の専門検査および評価を行う者の資格の基礎」²⁴

「個人用墜落防止器具の専門検査および評価を行う者の資格の基礎」についての情報を提供している「DGUV 原則 312-906」の概要は、下記図 3-9 を参照のこと。

312-906
DGUV Grundsatz 312-906

Grundlagen zur Qualifizierung von Personen für die sachkundige Überprüfung und Beurteilung von persönlichen Absturzsicherungsgeräten
December 2017

DGUV原則312-906
個人用墜落防止器具の専門検査および評価を行う者の資格の基礎
4.49ユーロ
含むVATと送料
● 発送準備完了、配達時間は約。1～3営業日

発行日: 2017年12月
エディタ: DGUV
ページ数: 24
形式: A5
言語: ドイツ語
ウェブコード: p312906
前回の号: BGG 906

部門: 個人用保護具
主題領域: 墜落防止用個人用保護具／救助用具
主題領域のその他のパンフレット

個人用落下防止装置は、生命を脅かす状況から保護することを目的とした PPE であるため、適切に機能していることを確認するために、資格のある人が定期的に点検する必要があります。

改訂された DGUV 原則 312-906 では、この PPE の有資格者に対する個人的要件と、有資格者の資格認定および追加トレーニングの一部となるべき理論的および実践的内容の両方について説明しています。

【図 3-9 DGUV 原則 312-906 「個人用墜落防止器具の専門検査…資格の基礎」概要】

²⁴ <https://publikationen.dguv.de/regelwerk/dguv-grundsaeetze/33/grundlagen-zur-qualifizierung-von-personen-fuer-die-sachkundige-ueberpruefung-und-beurteilung-von-persoe?c=16> DGUV, 「個人用墜落防止器具の専門検査（中略）資格の基礎」

3-3-2-3. 予防訓練サービス

DGUV の予防訓練サービス²⁵は、ドイツ社会法典第 7 巻第 14 条および第 23 条に従って提供されており、20,000 を超えるセミナーが用意されている。DGUV はドイツ最大の訓練・教育機関であり、毎年約 35 万人に訓練を提供している。訓練の質については、各災害保険機関と DGUV が QVQ「訓練」品質協会を設立して担保した。予防訓練サービスの対象者は、労働安全衛生に関わる専門職、安全代表者、救急対応要員、および産業医である。また、職場における安全および健康の維持・向上に責任を有する他の関係者、たとえば従業員代表委員会の構成員などに対しても、初期訓練および継続的な追加訓練が提供されている。訓練は、原則として企業および被保険者個人に対して無償で提供されている。DGUV は、訓練措置に直接的に関連する諸費用、すなわち教材費や講師謝金に加え、交通費および宿泊費等を負担する法的義務を有する。また、訓練の受講に伴い就業時間が減少する場合、その期間に対する報酬は雇用主が全額を負担する義務を負う。予防訓練サービスについて書かれた部分の対訳は、以下の表 3-5 を参照のこと。

The prevention service of training	訓練の予防サービス
As part of their generic prevention mandate and training mandate under Sections 14 (1) and 23 respectively of Volume VII of the German Social Code, the German Social Accident Insurance Institutions and their umbrella association, the DGUV, offer a wealth of training measures. Topics relevant to workplace prevention activity are addressed in a practical way in over 20,000 seminars. The German Social Accident Insurance Institutions are among the largest providers of training and education in Germany, delivering training to some 350,000 individuals each year.	<u>ドイツ社会法典第 7 巻第 14 条 (1) および第 23 条に基づく一般的な予防義務および訓練義務の一環として、ドイツ社会災害保険機関とその上部団体である DGUV は、豊富な訓練手段を提供している。職場の予防活動に関連するトピックは、20,000 を超えるセミナーで実践的に取り上げられている。</u> ドイツ社会災害保険協会は、ドイツ最大の訓練・教育機関であり、毎年約 35 万人に訓練を提供している。
The purpose of the training measures is to raise the trainees' awareness of safety and health issues at a practical level in their respective sectors, and to equip them with	訓練措置の目的は、それぞれの部門における安全衛生問題に対する研修生の意識を実践的なレベルで高め、職場における予防業務を完了するために必要な技能を身につけ

²⁵ https://www.dguv.de/en/qualification/prev_service/index.jsp DGUV, 「予防サービス：職場の安全と健康を確保するための教育・訓練」

the skills needed for completion of their workplace prevention tasks. The training is focused upon the skills and abilities needed for efficient and effective completion of these tasks. It includes communication of knowledge of hazards and causes of accidents, work-related health hazards, means of intervention, workplace prevention strategies, and scope for effective organization of safety. The individual accident insurance institutions and the DGUV have together formed the QVQ "Training" quality association (Webcode d101144) for quality assurance of the initial and further training provision.	ることである。訓練は、これらの業務を効率的かつ効果的に遂行するために必要な技能や能力に重点を置いている。これには、危険や事故の原因、業務に関連する健康被害、介入手段、職場予防戦略、効果的な安全組織の範囲に関する知識の伝達が含まれる。<u>各災害保険機関と DGUV は、初回研修と追加研修の品質保証のため、QVQ「訓練」品質協会（ウェブコード d101144）を共同で設立した。</u>
The prevention service of training is aimed in particular at OSH professionals (Webcode d32910), safety delegates, first-aiders and occupational physicians; initial and further training is however available for all other groups of persons responsible for assuring safety and health at the workplace, such as members of works councils. The training provided by the accident insurance institutions and the DGUV is quality-controlled and is based upon a consistent training philosophy that is characterized by its relevance to the world of work, skills orientation, lifelong learning, autonomous learning, and active learning processes driven by the trainees themselves.	労働災害防止に向けた予防的サービスの一環として実施される訓練は、<u>主として労働安全衛生に関わる専門職（Webcode d32910）、安全代表者、救急対応要員、および産業医を対象として構築されている。</u>加えて、職場における安全および健康の維持・向上に責任を有する他の関係者、たとえば従業員代表委員会の構成員などに対しても、<u>初期訓練および継続的な追加訓練が提供されている。</u><u>これらの訓練プログラムは、労災保険機関および DGUV によって実施されており、厳格な品質管理のもと、一貫した訓練理念に基づいて運営されている。</u>当該理念は、労働現場との高い関連性、実践的技能の習得志向、生涯学習の重要性、自律的な学習姿勢、ならびに訓練参加者が主体的に関与する能動的な学習プロセスをその基本的特徴としている。
Training is generally provided at no cost to the companies and insured individuals. The accident insurance institutions are legally	訓練は、原則として<u>企業および被保険者個人に対して無償で提供されている。</u>事故保険機関は、<u>訓練措置に直接的に関連する諸</u>

obliged to bear the costs directly associated with their training measures (for example the costs of training materials and trainers) and the costs of travel, board and lodging. Where training courses for first-aiders are conducted by third parties rather than by the accident insurance institutions themselves, the course fees are paid by the accident insurance institutions. Remuneration for the working time lost through attendance of the training is paid in full by the employer. The employee is released from his or her duties on full pay for the duration of the training measure.	費用、すなわち教材費や講師謝金に加え、<u>交通費および宿泊費等を負担する法的義務を有する</u>。救急手当に関する訓練コースが、事故保険機関自身によってではなく外部の第三者機関により実施される場合においても、その受講料は事故保険機関が負担することとされている。 なお、<u>訓練の受講に伴い就業時間が減少する場合、その期間に対する報酬は雇用主が全額を負担する義務を負う</u>。また、訓練期間中、従業員は職務からの免除を受けると同時に、有給扱いとされることが定められている。 。
--	---

【表 3-5 対訳：予防訓練サービスについて】

3-3-2-4. 訓練施設²⁶

① 応用科学大学

DGUV は、ヘネフとバート・ヘルスフェルトに「応用科学大学」という中央研修機関を持っている。研修の対象者は、企業および被保険者を支援する従業員、および災害保険機関の一般管理部門である。応用科学大学は、州が認定する私立大学であり、法定災害保険機関で就業する新入社員を対象に、学士号や修士号、または修了証を発行できるコースを提供している。ヘネフの施設では、DGUV はボン・ライン・ジーク応用科学大学とも緊密に協力し、「社会保険」分野の活動を実施している。

② IAG

DGUV はドレスデンに IAG という訓練施設を持っている。IAG では、「予防」に関するあらゆるテーマのセミナー、ワークショップ、会議を提供している。この研究所の資格認定プログラムは、災害保険機関の予防専門家、トレーナーおよび講師、熟練および管理職員、従業員代表協議会のメンバー、産業医および常勤医療スタッフ、労働安全衛生専門家、および労働安全衛生分野におけるその他の普及者向けに実施されている。

IAG では、熟練労働者および管理職を対象に、職場での安全と健康に関する包括的な訓練プログラムを提供している。プログラムでは以下のトピックを取り扱っている。²⁷

²⁶ <https://www.dguv.de/en/qualification/facilities/index.jsp> DGUV, 「教育・訓練施設」

²⁷ <https://www.dguv.de/iag/qualifizierung/fortbildung/praevention/index.jsp> DGUV, 「IAG が提供

- モニタリング、コンサルティング、調査
- 労働条件の分析、評価、設計
- 変化する労働環境
- 労働安全衛生に関する法律、標準化、管理
- 工場内輸送と交通安全
- 国際労働安全衛生

IAG では、国際的な労働監督および安全の専門家を対象に、カスタマイズされたセミナーやワークショップを提供している。主な対象者とセミナーについては、以下の表 3-6 を参照のこと。IAG は、世界中でより高い安全基準と人間的な労働環境を実現することを目指している。IAG は全国的な訓練活動において、下記のような訓練を提供している。国際向けの研修としては、開発途上国や中東欧諸国などの労働安全衛生担当者を対象に、英語・ドイツ語で特化型研修を実施している。また、世界的な安全水準の向上とヒューマン・セントリックな職場づくりを支援する。²⁸ 国際的な活動として行われている教育は、あくまでも海外の労働監督や安全専門家向けであり、国内の外国人労働者や移民に向けたものではない。

29

災害保険機関の予防専門家向け訓練	ドイツ民法 (SGB VII) に基づく労働監督官としての訓練を行う。さらに、法定の災害保険機関に雇用されている労働監督官やその他の予防専門家を対象とした多数の訓練セミナーも提供。
特定の予防テーマの訓練	作業設計から工場内における労働安全衛生対策の費用対効果に至るまで、企業経営陣や専門スタッフを対象とした幅広い訓練プログラムを提供。また、安全担当者の訓練も実施。
労働安全衛生トレーナーおよび講師の訓練	労働災害保険機関および企業内のすべてのトレーナーを対象とした包括的な訓練プログラムを提供。
産業医および医療補助職のアシスタントの訓練	産業医学の実践で遭遇する問題に関する幅広い訓練を提供

【表 3-6 IAG の提供している安全衛生訓練】

③ ドイツ社会災害保険予防・労働医学研究所 (IPA)

ドイツ社会災害保険予防・労働医学研究所 (IPA) は、ルール大学ボーフムの研究所であり、医学教育の一環として、労働医学や生化学、生物学の分野における研修イベントを提供

する予防分野の専門職向け研修プログラム」

²⁸ <https://www.dguv.de/iag/qualifizierung/index-2.jsp> DGUV, 「IAG が提供する研修プログラム」

<https://www.dguv.de/iag/qualifizierung/index.jsp> DGUV, 「IAG が提供する研修プログラム」

²⁹ <https://www.dguv.de/iag/qualifizierung/index-2.jsp> 同上

している。また、IPA は医師の継続教育のためのアカデミーでもある。卒業生には、労働医学の専門分野または労働医学の補完的専門分野の認定が与えられる。

④ DGUV 労働安全衛生研究所（IFA）

ザント・アウグスティンにある IFA は、専門分野である騒音、有害物質、生物学的因子、機械保護、振動などについて、国内外の聴衆を対象に、分野横断的な研修イベント、シンポジウム、ワークショップを実施している。同機関のコースやセミナーは、第一に、法定災害保険機関の従業員を対象としている。

ドイツにおける安全衛生関連の訓練の大部分は、各法定災害保険機関が業種別の初等及び継続訓練の一環として実施している。これらの訓練は、労働災害、職業病、および労働に関連する健康被害の防止を目的としており、典型的な業種特有の危険性と、それに関連する実証済みの予防戦略を取り上げている。その他のセミナーでは、管理システムや、改善された組織的プロセスの実施と管理に関する指導を行っている。安全衛生専門家の資格取得など、包括的な訓練コースも提供されている。専門知識だけでは、企業内で労働安全衛生を効果的に代表するには不十分であるという認識に基づき、方法論や社会的能力の伝達に焦点を当てたセミナーが増えてきている。交通安全に関するコースや、交通安全改善のためのセミナーも、業界特有の資格取得のトピックとして選ばれている。分野別資格対策の主な対象グループは以下の通り。³⁰

- 安全衛生専門家
- 安全管理者
- 特定の分野を担当する責任者（例：防火安全管理者）
- 管理職
- 雇用主（特に産業部門の BG における「雇用主モデル」の場合）
- 企業内医師
- 設計者
- 従業員代表委員会の委員
- 研修生

IFA は、職場における安全および健康保護に関する科学的・技術的課題の解決を目的として、ドイツの法定事故保険機関およびその関連組織を支援している。その支援内容は以下のとおりである。³¹

³⁰ <https://www.dguv.de/en/qualification/training-providers/index.jsp> DGUV, 「研修提供者」

³¹ <https://www.dguv.de/ifa/wir-ueber-uns/aufgaben/index-2.jsp> DGUV, 「IFA の使命」

業務内容としては、32% Consultancy、34% Research, investigation, development、15% Analyses、11%

- 研究、開発、調査
- 製品および材料サンプルの試験
- 職場での測定と助言
- 標準化および規制策定機関への参加
- 技術情報および専門知識の提供

さらに IFA は、以下の枠組み内でメーカーや企業の依頼にも対応している：

- 製品の試験および認証
- 品質管理システムの認証

3-3-3. BAuA (Bundesanstalt für Arbeitsschutz und Arbeitsmedizin)

3-3-3-1. Sifa (労働安全衛生スペシャリスト) コース

BAuA (Bundesanstalt für Arbeitsschutz und Arbeitsmedizin) とは、ドイツ連邦労働安全衛生研究所のことをいい、労働安全衛生に関する連邦政府機関の研究機関である。拠点は、ドルトムント、ベルリン、ドレスデンの3つに存在する。スタッフ数は750名で、科学、政策立案、実践の部分でそれぞれが活動しており、研究開発プロジェクトを実施し、政策に関する助言を提供し、法定および公的機能を果たす。³²

BAuA は、労働安全に関する専門知識を習得するための認定コースを提供しており、これらのコースは「Sifa」コースとして知られている。これらのコースは、労働安全衛生法(ASiG) 第7条およびDGUV 規則に準拠している。これらのコースを提供する教育サービスプロバイダーの一覧は、BAuA の「労働安全専門家の研修および任命」ページに掲載されている。³³

しかし、労働安全衛生のスペシャリストとして任命されるには Sifa を受講するだけでは十分ではなく、少なくとも2年間の職業経験を持つ熟練の職人、技術者、またはエンジニアとしての基本資格がさらなる要件となっている。また、DGUV 規則によれば、安全技術を専門とする工学コースの卒業生で、安全技術者の称号を使用する資格を持つ者であれば、追加の資格を持たずに1年間の職業経験を積み、労働安全スペシャリストとして任命されることができるとしている。³⁴

Testing and certification、8% Technical and non-technical infrastructure とある。

³² <https://www.baua.de/EN/About-BAuA> BAuA, “About BAuA”

³³ <https://oshwiki.osha.europa.eu/en/themes/osh-system-national-level-germany> OSHWiki, 「ドイツの国家レベルにおける労働安全衛生システム」

³⁴ <https://www.baua.de/DE/Themen/Arbeitsgestaltung/Arbeitsorganisation/Arbeitsschutzorganisation/>

3-4. 外国人労働者の受け入れ

3-4-1. 外国人労働者受け入れに必要な VISA

ドイツのワーキングビザは以下の種類がある。（下の表 3-7 を参照）³⁵
 建設業の労働者がドイツに入国するためには、「有資格専門家向けビザ」「専門経験のある労働者のためのビザ」「認定パートナーシップ内でのビザ」が適格であると考えられる。また、建設業の中でもマネージャークラスの場合、「EU ブルーカード」が適格である。あるいは、次項で記述されている 8 か月間限定の「短期的な枠付き雇用」が使える。

EU ブルーカード	高技能労働者に最も人気のあるタイプの VISA
有資格専門家向けビザ	熟練労働者向けビザ。
専門経験のある労働者のためのビザ	外国の資格を持ち、豊富な職業経験を持つ第三国外国人向けのビザ。その資格が正式に認められていなくても、ドイツで規制されていない職業に就くことができる。
認定パートナーシップ内でのビザ	認定手続きを進めながら専門職を続行したい場合。
IT 専門家のビザ	
求職機会のビザ	ドイツで仕事を探すためのビザ
外国資格認定ビザ	
職業訓練ビザ	ドイツで職業訓練を受けるためのビザ
留学ビザ	

【表 3-7 ドイツのワーキングビザの種類一覧 I】

また、別のページでは以下の表 3-8 のようにまとめられている。³⁶

Qualified Employment (Skilled Worker)	● その資格は、ドイツで認定されているか、ドイツの学術的な資格と同等でなければならない。 ● その求人は、学術的な資格または熟練した職業訓練を必要とする職種でなければならない
---------------------------------------	--

[Ausbildung-Bestellung-Fachkraft](#) BAuA, 「労働安全衛生専門職の教育と任命」

³⁵ <https://www.make-it-in-germany.com/en/visa-residence/types> Make it in Germany, 各種ビザの概要

³⁶ <https://www.germany-visa.org/work-employment-visa/#eu-blue-card> Germany-Visa, 各種ビザの概要

	ならない。 ● 医療など一部の職業は規制されており、従事するには免許が必要である。 ● あなたが45歳を超えていて初めてドイツで働く場合：提示された仕事の年間総給与が少なくとも 53,130 ユーロ（2025 年時点）である必要があるか、十分な年金制度への加入を証明できなければならない。
EU Blue Card	EU ブルーカードは、ドイツで年収が少なくとも 48,300 ユーロの仕事のオファーを受けた高度技能労働者に発行される。以下は、ドイツにおける EU ブルーカードに関して知っておくべきこと： 必要な資格のいずれか： ● ドイツの学位 ● ドイツの学位と同等と見なされる外国の学位 ● 通常の学位がない場合は、修了までに少なくとも 3 年を要する高等教育レベルの資格 仕事のオファーに関する条件： ● 年間総給与が少なくとも 48,300 ユーロであること（2025 年時点） ● 雇用期間が少なくとも 6 か月であること ● 職務内容が学位などの資格に適合していること 規制対象の職業に就く場合： ビザ申請前に、その職業に従事するための免許を取得していなければならない。
Bottleneck Professions for EU Blue Card	ボトルネック職種に就いている場合、年間総給与が 48,300 ユーロ（2025 年時点）であれば、EU ブルーカードを取得することができ

	る。ドイツにおけるボトルネック職種は以下の通り： ● 製造業、鉱業、建設、流通分野の管理職 ● 情報通信技術（ICT）サービスの管理職 ● 保育、医療、教育などの専門サービス分野の管理職 ● 理系（STEM）分野の学術専門職 ● 建築、都市計画、交通計画の学術専門職 ● 医師 ● 獣医師 ● 歯科医師 ● 薬剤師 ● 看護師・助産師の学術職および同等の専門職 ● 学校内外の教師・教育者
Professionally Experienced Worker	このビザは、外国の学術的な学位または職業訓練を有し、十分な職務経験を持っている場合に発給される。以下は、職務経験豊富な労働者のためのドイツビザ取得要件である： 学術資格または職業資格を有していること。 この資格は、その資格を発行した国において認定されている必要がある。 ・職業資格の場合、 取得するために少なくとも 2 年間の訓練を受けている必要がある。 ・資格の認定状況は、 ドイツの「外国教育資格中央機関（ZAB）」を通じて確認できる。 ・職務経験を有していること。 直近 5 年間のうち少なくとも 2 年間の職業経験が必要である。

	・ 求人は非規制職種であること。 つまり、その職種の実務が法律によって保護されていないこと（規制職種である場合は追加要件が課される）。自身の職業が規制対象かどうかは、こちらで確認できる。 ・ 年間総給与が最低 43,470 ユーロ（2025 年時点）であること。 この給与額は雇用契約書に明記されていなければならない。 ・ 45 歳を超えている場合、 年間総給与の最低額は 53,130 ユーロに引き上げられる。 ・ 連邦雇用庁（BA）の雇用承認が必要である。 労働ビザを申請する大使館が、申請を BA に送付し承認を受ける。BA が申請を審査するには、雇用主が記入する「雇用申告書（Declaration of Employment）」の提出が必要となる。
Self-employment and freelance	ドイツで起業する、またはフリーランスとして独立して働きたい場合は、自営業者向けのドイツビザを申請することができる。このビザの要件は、行う業務の種類によって異なる。 起業する場合： ● あなたの製品やサービスに対して、経済的な関心や需要があること。 ● あなたの会社が経済に良い影響を与える可能性があること。 ● ビジネスの資金は、自己資金または融資でまかなえること。 ● 45 歳以上の場合は、十分な老後資金があることを証明する必要がある。

	フリーランスとして働く場合： ● あなたのサービスに対して需要や関心があること。 ● プロジェクトを進めるのに十分な資金があることを証明できること。 ● 業務に必要な免許を保有していること。 ● 45 歳以上の場合は、十分な老後資金を証明する必要がある。
Researcher	ドイツで研究者として働く予定がある場合は、研究者向けの労働ビザを申請できる。ドイツの研究者ビザを取得するための要件は以下の通りである： ● ドイツの研究機関との受入れ契約または雇用契約を有していること。 ● 研究機関があなたの生活費および渡航費を負担すること。

【表 3-8 ドイツのワーキングビザ一覧 II】

3-4-2. EU からのドイツ入国

EU 加盟国の国民であれば、移動の自由が与えられており、ドイツの労働市場に無制限にアクセスすることが可能である。ドイツに入国して就労するためにビザや滞在許可証は必要ない。アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイス（EFTA 加盟国）出身の場合も同様である。³⁷

EU または EEA に属さない国の国民、いわゆる第三国人は、在留資格（ビザ、滞在許可証、EU ブルーカード、定住許可証、EU 永住許可証）が必要となる。³⁸

また、2013 年以前は発行されていた「移動の自由証明書」も 2013 年 7 月以降は発行されなくなった。³⁹

³⁷ <https://www.make-it-in-germany.com/en/visa-residence/procedure/do-i-need-visa> Make it in Germany, 「ビザが必要か」

³⁸ <https://www.arbeitsagentur.de/en/german-labour-market> ドイツ連邦雇用庁が運営する「ドイツ労働市場へのアクセス」ページ

³⁹ <https://www.ihk.de/berlin/english/en/working-in-berlin/visa/gainful-employment-for-nationals-of-eu-member-states-eea-states-2260094> IHK ベルリン, EU 加盟国および EEA（欧州経済領域）諸国の国民がドイツ（ベルリン）で働いたり自営業を行う際の法的な特典や手続きを案内する公式ページ

3-4-3. 熟練労働者移民法の改正

2019年に施行された「熟練労働者移民法（Skilled Immigration Act）」⁴⁰は、ドイツにおける外国人熟練労働者の受け入れを促進するための法的枠組みである。法律は連邦政府のページに掲載されているが、Bodies Responsible（所管機関）については、以下の6機関（5機関）が挙げられている。⁴¹

- Federal Ministry of the Interior, Building and Community (BMI) (until December 2021)→2022年より、Federal Ministry of the Interior and Community (BMI：ドイツ連邦内務・地域共同体省)
- Federal Ministry of Education and Research (BMBF：ドイツ連邦教育研究省)
- Federal Ministry of Labour and Social Affairs (BMAS：ドイツ連邦労働社会省)
- Federal Institute for Vocational Education and Training (BIBB：連邦職業教育訓練研究所)
- Federal Employment Agency (BA：連邦雇用庁)

この法律は、これまで大学卒業者が中心であった熟練労働者の定義を拡大し、職業訓練資格を有する者や実務経験者にも就労機会を開放することを目的としている。

① 熟練労働者の定義拡張

熟練労働者の範囲は、ドイツで認定された職業訓練資格を有する者に加え、EU・EEA域外を含む外国において職業訓練資格を取得し、一定の職務経験を有する者にまで拡大された。この改正により、ドイツ国内での正式な資格認定のみならず、出身国等で取得した資格及び実務経験を重視する姿勢が明確化された。

② EU ブルーカードの要件緩和

EU ブルーカードの取得に必要な最低年収要件が引き下げられ、IT、医療、教育など特定分野における申請のハードルが低減された。特にIT分野においては、大学の学位を持たない者でも、3年以上の関連業務経験があれば対象となる。これにより、実務重視の柔軟な対応が可能となった。

③ 資格と職種の関連性要件の撤廃

⁴⁰ <https://www.make-it-in-germany.com/en/visa-residence/skilled-immigration-act> Make it in Germany, 「熟練労働者移民法」

⁴¹ <https://www.cedefop.europa.eu/en/tools/timeline-vet-policies-europe/search/28124> Cedefop, 「熟練労働者移民法に関する政策開発」

従来は取得した資格に関連する職種にのみ従事することが求められていたが、法改正によりこの制限が撤廃された。これにより、熟練労働者はより多様な分野での就業が可能となった。

④ 認定パートナーシップ制度の導入

認定パートナーシップ制度の導入により、外国人労働者はドイツ入国後に資格認定の手続きを進めることが可能となった。これにより、事前の認定完了を待たずに就労を開始できる柔軟な制度運用が可能となった。

⑤ チャンスカード（Chancenkarte）の導入

雇用契約を事前に確保していなくとも、一定の条件を満たせばドイツに滞在し職を探すことができる「チャンスカード」が導入された。申請はポイント制に基づき、資格、職務経験、語学力、年齢、ドイツとの結びつきなどが評価基準とされる。滞在中は最大 1 年間の就職活動が許可され、週 20 時間までの就労も認められている。

⑥ 優先審査制度の撤廃

外国人労働者を雇用する際に求められていた「優先審査（Priority Check）」、すなわちドイツ人または EU 市民の該当人材が存在しないことの証明が、特定職種において撤廃された。この措置により、雇用手続きの迅速化が図られている。

⑦ 短期就労制度の新設

経済的ニーズに応じて、最大 8 か月間の短期雇用が可能となる新制度が導入された。特に季節労働など、短期間で人的需要に対応する柔軟な雇用制度として注目されている。

⑧ 職業訓練滞在に関する緩和措置

職業訓練を目的とした滞在における年齢上限が 35 歳へ引き上げられ、語学要件もドイツ語 B1 レベルに緩和された。滞在期間は最大 9 か月まで延長され、週 20 時間までの就労が認められるなど、経済的自立を支援する措置が拡充された。

⑨ 不足職業リストの拡大

EU ブルーカードの不足職業リストが大幅に拡大された。従来の不足職業（数学、IT、科学、工学、人間医学）に加え、以下の職業の技能労働者は、その他の要件を満たせば EU ブルーカードを取得できる：

- 製造、鉱業、建設、流通のマネージャー
- 情報通信技術サービスのマネージャー
- チャイルドケアや医療サービスのマネージャーなど、専門サービスのマネージャー

- 獣医師
- 歯科医
- 薬剤師
- 看護または助産の専門家
- 学校および学校外の教師、教育関係者

3-4-4. 非熟練労働者の受け入れ

ドイツ連邦移民・難民庁（BAMF）の公式情報に基づき、資格を持たない外国人労働者（unskilled workers）の受け入れに関する要件を以下の通り整理する。⁴²

1) 西バルカン規則（Westbalkanregelung）

西バルカン規則は、アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、コソボ、モンテネグロ、北マケドニア、セルビアの国民に対し、ドイツでの雇用機会を提供するものである。この規則の下では、正式な職業資格を有していない場合でも、具体的な雇用契約または内定が存在すれば、就労ビザの取得が可能となる。2024 年 6 月以降、この規則は恒久化され、年間の受け入れ枠が従来の 25,000 人から 50,000 人に拡大された。この措置は、特に非規制職種における人手不足の解消を目的としている。

2) 短期的な枠付き雇用（Kurzzzeitige kontingentierte Beschäftigung）

2024 年 3 月から導入された短期的な枠付き雇用制度は、特定の業種における一時的な労働力需要に対応するため、資格を問わず外国人労働者の受け入れを可能とするものである。この制度の主な要件は以下の通りである：

- 雇用期間：最大 8 か月間（12 か月以内）
- 週労働時間：最低 30 時間
- 雇用主の条件：労働協約に基づく雇用（Tarifbindung）
- 社会保険：初日からの加入義務
- 渡航費用：雇用主が全額負担
- 年間受け入れ枠：2024 年は 25,000 人（農業の季節労働者を除く）

42

<https://www.bamf.de/DE/Themen/MigrationAufenthalt/ZuwandererDrittstaaten/Arbeit/FachkraefteOhneAusbildung/fachkraefte-ohne-ausbildung-node.html#:~:text=Kurzzzeitige%20kontingentierte%20Besch%C3%A4ftigung,der%20Bundesagentur%20f%C3%BCr%20Arbeit%20festgelegt.> BAMF, 資格のない外国人労働者がドイツで就労する場合の法的枠組みを説明したページ

この制度は、特に建設業、物流業、介護業など、季節的または一時的に労働力が不足する分野での活用が期待されている。

「短期的な枠付き雇用」に関しては、連邦雇用庁（BA=Bundesagentur für Arbeit/Federal Employment Agency）がニーズに基づく雇用枠を設定し次第、関心のある雇用主は外国人労働者の就労許可または居住許可の承認を申請することができる。雇用主は受け入れを決めたら、必要な旅費を全額負担することを約束する。⁴³

また、「短期的な枠付き雇用」について説明したページを参照すると、Arbeitskräfte aus dem Ausland（海外からの労働力）や Drittstaatsangehörigen（第三国出身者）という表現を用いており⁴⁴、長期的な滞在を前提として入国する移民（Einwanderung）などとは明確に区別していることが分かる。

なお、短期的な枠付き雇用により受け入れられる外国人労働者についても、労働者保護法第 12 条に基づく雇用主の安全衛生教育義務は通常どおり適用される。すなわち、雇用主は、就労開始前に、当該労働者の作業場所及び作業内容に即して、危険要因、保護措置、作業手順、保護具の使用、緊急時対応等について十分かつ適切な教育を実施しなければならない。特に外国人労働者については、教育内容を理解できる言語又は方法で伝達する必要がある、必要に応じて通訳、翻訳教材、視覚教材、実演等を活用することが求められる。一方、統合コースや職業語学コース等の特別コースは、主としてドイツ語能力や職業上のコミュニケーション能力の向上を目的とするものであり、安全衛生教育を代替するものではない。ただし、職場での意思疎通や安全指示の理解を支援する補完的施策として位置づけることは可能である。

3-5. ドイツ移民の構成割合

3-5-1. 国民における移民の割合

ドイツにおける移民および移民背景人口の現状（2024 年末時点）は下記の通りである。⁴⁵

【外国人および移民関連人口の概況】

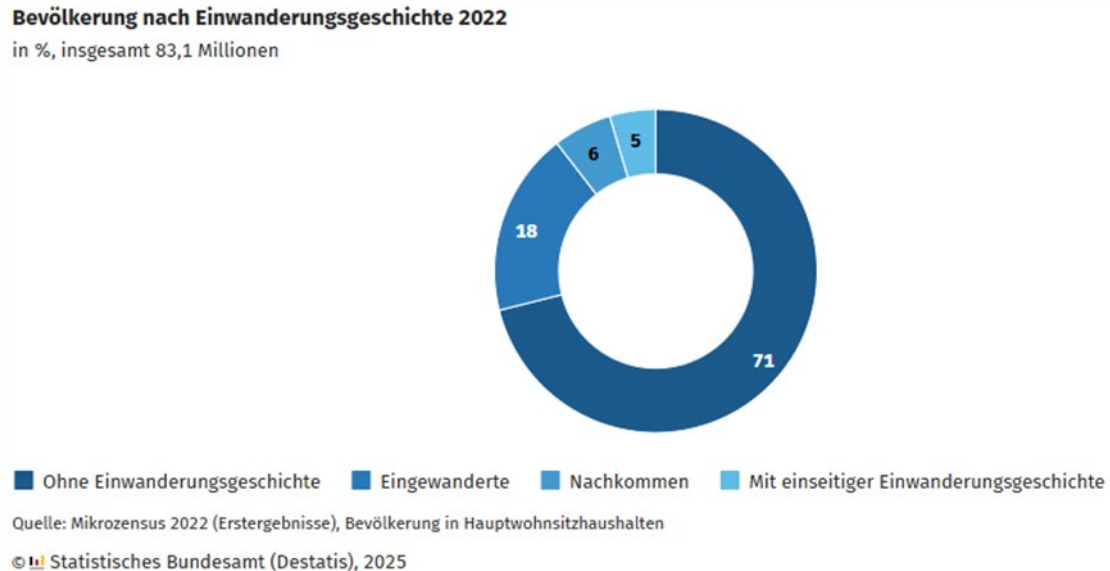
2024 年 12 月 31 日時点におけるドイツの外国人中央登録簿の統計によれば、ドイツ国内に居住する外国人は約 1,406 万 2,000 人であり、前年（1,389 万 6,000 人）と比較して 1.2% の増加が見られた。これに加え、帰化者数は約 200,100 人である。

⁴³ <https://www.make-it-in-germany.com/de/visum-aufenthalt/fachkraefteeinwanderungsgesetz> Make it in Germany, 「熟練労働者移民法」

⁴⁴ <https://www.make-it-in-germany.com/de/visum-aufenthalt/fachkraefteeinwanderungsgesetz> 同上

⁴⁵ https://www.destatis.de/DE/Themen/Gesellschaft-Umwelt/Bevoelkerung/Migration-Integration/_inhalt.html ドイツ連邦統計庁, ドイツにおける移民と統合に関する統計情報

移民歴に関する内訳は以下の図 3-10 のとおりである：



移民歴なし：71% 自身が移民：17%

両親が移民（直系子孫）：6% 片親が移民：5%

【図 3-10 ドイツ国民の移民歴に関する内訳】

【移民歴を有する人口の詳細】

移民歴を持つ人は全体で約 2,020 万人にのぼり、これはドイツの総人口のおよそ 18.4%を占める。うち約 1,530 万人は 1950 年以降にドイツへ移住した人々である。また、直系の子孫（両親が移民で、本人はドイツ生まれ）は約 490 万人で、人口の 5.9%を構成している。移民者数は 2022 年に前年比 7.3%増加しており、特にウクライナ、シリア、アフガニスタンからの難民が多かった。直系子孫の増加率（+4.0%）を上回る結果となった。一方、片親のみが移民である人口は約 390 万人（全体の 4.6%）であり、2021 年と比べ 3.5%の増加が見られた。なお、これらの人々は「移民歴人口」には含まれていない。一方、自身および両親ともに移民歴を持たない人口は約 5,910 万人であり、全体の 71.1%を占めている（前年比 1.0%減少）。

【移民の動機】

2013 年以降の移民の主な動機は以下のとおりである：

逃亡・庇護・国際保護：27.9%

雇用：24.2%

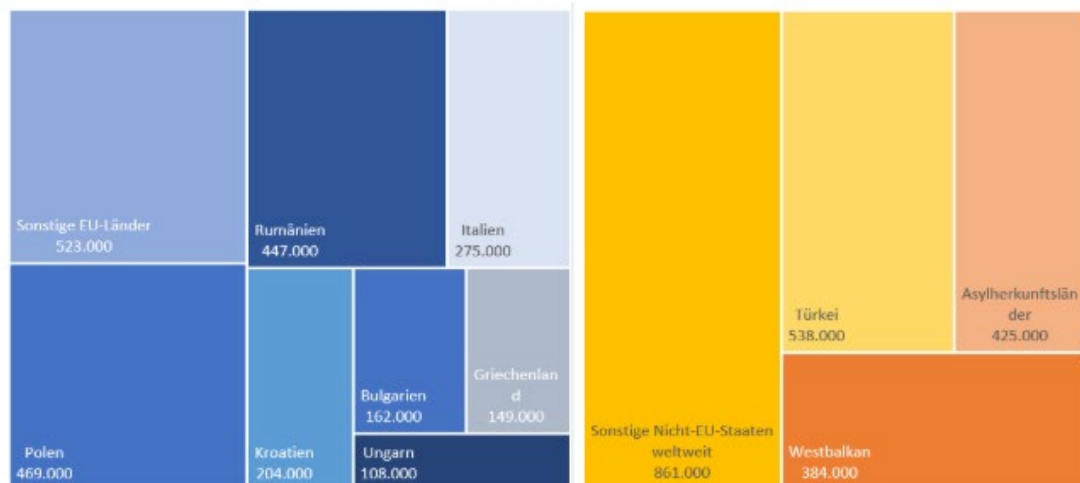
家族の再統合：23.9%

教育・研修：8.2%

性別による傾向の違いも見られ、男性では「逃亡（30.5%）」と「就職（30.1%）」が主な理由であったのに対し、女性では「家族の再統合（30.0%）」と「逃亡（24.9%）」が多かった。

3-5-2. 移民の国籍の割合

下の図 3-11 は国籍別の社会保険加入者数から見た移民の国籍である。⁴⁶



【EU 諸国】

その他 EU 諸国：523,000 人

ポーランド：469,000 人

ルーマニア：447,000 人

イタリア：275,000 人

クロアチア：204,000 人

ブルガリア：162,000 人

ギリシャ：149,000 人

ハンガリー：108,000 人

【非 EU 諸国】

その他非 EU 諸国：861,000 人

トルコ：538,000 人

難民支援：425,000 人

西バルカン：384,000 人

【図 3-11 ドイツ移民の国籍別社会保険加入者数】

⁴⁶ <https://mediendienst-integration.de/migration/arbeitskraefte.html> Mediendienst Integration, ドイツにおける外国人労働者の現状とその役割について述べたページ

ドイツにおける外国人労働者の国籍別構成を見ると、最も多いのはトルコ国籍の労働者であり、これにポーランド国籍の労働者が続いている。近年では、特にルーマニアおよびブルガリアからの労働者数が顕著に増加しており、東欧諸国からの労働供給の重要性が高まっていることが示唆される。一方で、EU 加盟国からの移民数は減少傾向にあり、それに伴い非 EU 諸国からの労働力の役割が相対的に拡大している。このような傾向は、ドイツの労働市場における国際的構成の変化を反映しているといえる。

3-5-3. 労働移民の急増

2022 年末時点で、欧州連合（EU）以外の国からドイツに移住し、就労目的で一時的な滞在許可を取得した外国人の数は約 35 万 1,000 人に達した。これは、前年に比べて 5 万 6,000 人、率にして 19%の増加である。この増加は、2020 年および 2021 年に新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響で抑制されていた移民が、2022 年に制限解除に伴い再開されたことによる「反動効果（catch-up effects）」が一因と考えられる。ドイツへの非 EU 諸国からの労働移民は、2010 年の 8 万 5,000 人から 2022 年の 35 万 1,000 人へと、12 年間で約 4 倍に増加している。特に、2020 年と 2021 年はパンデミックの影響で増加率が鈍化し、それぞれ前年から 6%（1 万 6,000 人増）、8%（2 万 1,000 人増）にとどまったが、2022 年には大幅な増加が見られた。2022 年における一時的な労働移民の中で最も一般的な滞在許可の種類は「EU ブルーカード」であった。また、職業訓練を受けた外国人技能労働者の数は、前年に比べて 44%増加しており、ドイツの労働市場における技能人材の需要の高まりを反映している。⁴⁷

3-5-4. 建設業における外国人労働者

ドイツの建設業界では約 1,028,124 人が雇用（2022 年）されており⁴⁸、その中での外国人労働者の割合は 23.9%に達した（2023 年）⁴⁹。これは 2010 年の 8%と比べると、ほぼ 3 倍となっている。特に建築工事では 36%に達しており、欧州連合の他の加盟国からの下請け業者の利用も一般的になってきている。ドイツに派遣される労働者の数はその後増加し、2009 年の 51,240 人から 2022 年には 93,200 人にまで増加した。⁵⁰

ドイツの建設業においては、外国人労働者の存在がますます重要な役割を果たしている。

⁴⁷ https://www.destatis.de/EN/Press/2023/04/PE23_165_125.html ドイツ連邦統計庁、2022 年末時点でのドイツにおける労働目的での一時滞在許可を持つ外国人の統計（プレスリリース）

⁴⁸ <https://de.statista.com/statistik/daten/studie/252206/umfrage/beschaeftigtenanzahl-im-baugewerbe-in-deutschland/> Statista, ドイツの建設業における従業員数

⁴⁹ <https://de.statista.com/statistik/daten/studie/1485309/umfrage/auslaendische-beschaeftigte-in-der-bauwirtschaft-in-deutschland/> Statista, ドイツの建設業における外国人労働者数

⁵⁰ <https://www.nevaris.com/blog/fachkraefte-aus-dem-ausland/> ドイツの建設業界における外国人労働者の採用とその課題に関するブログ記事

背景には、国内における深刻な人手不足がある。2021 年に実施されたドイツ産業・商工会議所（DIHK）の調査によれば、企業の過半数（51%）が人材の確保に困難を抱えており、特に建設業とサービス業においてその傾向が顕著であるとされている。このような労働力不足は、主に人口動態の変化によって生じている。すなわち、退職者の数が新たに労働市場に参入する労働者の数を上回ることが恒常的に発生しており、とくに技術的・実務的な職業で顕著である。建設業における熟練職種では、人手不足の影響を受け、外国人労働者の採用が進んでいる。こうした職種は「ボトルネック職業」とも称され、特に 2 年間の職業訓練を必要とする中間的職業において、外国人の割合が増加している。これは、ドイツ経済研究所（IW）の研究者によって指摘されており、国内の若年層が伝統的な職業訓練よりも学術志向の職を選好する傾向と密接に関連している。その結果、建設業における多くの職域において、外国人労働者が国内労働力の不足を補完し、職種維持に不可欠な存在となっている。⁵¹

3-6. 外国人労働者向け安全教育

3-6-1. BG BAU（Berufsgenossenschaft der Bauwirtschaft）の提供する安全教育資料

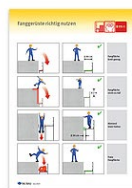
ドイツの建設業向け保険機関である「BG BAU」は、外国人労働者向けに多言語の安全教育教材や動画を提供している。具体的には以下。

① 「Building Blocks See + Understand」⁵²

12 か国語で提供されている簡潔な情報シート。例として、足場について扱ったシートを資料 3-6 として示している。建設および建設関連サービスにおけるあらゆる危険と適切な保護対策を一目で把握できるようにしてある。BG BAU のコンテンツは、メディアとウェブコンテンツは、アルバニア語、アラビア語、ブルガリア語、英語、フランス語、ギリシャ語、イタリア語、クロアチア語、ポーランド語、ポルトガル語、ルーマニア語、ロシア語、チェコ語、トルコ語、ハンガリー語で提供されている。

⁵¹ <https://mediendienst-integration.de/migration/arbeitskraefte.html> Mediendienst Integration, ドイツにおける外国人労働者の現状とその影響

⁵² <https://bauportal.bgbau.de/bauportal-42021/thema/meldungen/rund-um-die-bg-bau/arbeitsschutz-in-15-sprachen> BG BAU, ドイツの建設業界における外国人労働者向けの多言語対応の安全衛生情報を提供する特設ページ



安全足場を正しく使用する

モジュール・作業機器 | B 111-1 を見て理解する

2021年2月

注文

ダウンロード



架台足場での安全な作業

ビルディングブロック・作業機器 | 見て理解する B 117-1

2018年1月

注文

ダウンロード



脚立の安全な使用

ビルディングブロック・作業機器 | 見て理解する B 132-1

2018年1月

注文

ダウンロード

【資料 3-6 足場に関する情報シート。12 か国語で提供】

② 1×1 im Arbeitsschutz”（安全教育シリーズ）⁵³

さまざまな安全教育の YouTube チャンネルが準備されており、ウェブサイトから再生ができる。資料 3-7 にその一部を示している。字幕対応や多言語切替動画もあり、現場での使用に適している。

⁵³ <https://www.bgbau.de/videos> BG BAU, 安全衛生に関する教育・啓発動画を集めたページ



#ドリリング: 個人用落下防止装置 はどの程度耐えられるのか?

ミチは、ハーン労働安全センターで、個人用落下防止システムが彼のような体重の重い人でも耐えられるかどうかを再度徹底的に調査し、テストしました。

クラッシュに関する詳細...



職場の安全における1x1: 転倒の危険性



労働安全における1x1: 交通エリア の建設現場



職場の安全における1x1: 熱



労働安全における1x1: 移動式高所 作業台



職場の安全における1x1: 膝の保護

【資料 3-7 多言語で提供している安全教育 YouTube チャンネル】

3-6-2. 外国人労働者向けドイツ語教育

3-6-2-1. 統合コース (Integrationskurs) ⁵⁴

ドイツでは、定住、留学、就労、または生活を希望する人は、ドイツ語を学ぶ必要がある。これはドイツの移民当局による一般的なルールであり、ドイツに移り住む者は最低限のドイツ語の基礎を習得しなければならない。さらに、移住後にはドイツの歴史、文化、法制度などについても学ぶ必要がある。このようなドイツ語やドイツの文化について外国人に教えるコースを、統合コースと呼んでいる。学校のような仕組みの講座で、すべての内容や時間数は制度的に定められており、受講前には必要性を判断するための事前テスト（アセスメント）が行われる。連邦移民難民庁（BAMF: Bundesamt für Migration und Flüchtlinge）の管轄のもとで提供されている。

統合コースを受けるべきなのは誰かといえば、以下である。

⁵⁴ <https://www.germany-visa.org/immigration/integration-courses-learning-german/> 統合コースとドイツ語学習に関する情報を提供するページ

- 第三国出身者（EU 以外）で、ドイツ語やドイツの知識がほとんどない人は受講が必要。
- すでに十分なドイツ語力と知識がある人は、アセスメントの結果次第で免除されることもある。
- EU 加盟国の国民は、知識の有無にかかわらず受講義務はないが、希望すれば自由に受講できる。
- 移民や難民は、統合コースの受講が義務付けられている。

また、統合コースの Q&A コーナーで「統合コースに参加できるのは誰ですか？」という質問があり、その解答が「後発帰国者および永住権を持つ新規入国者」「ドイツに長期間居住している外国人、EU 市民、特に社会統合を必要としているドイツ人」「庇護希望者」とあるため、対象者はドイツに長期滞在することが見込まれる外国人またはドイツ人であることが分かる。短期的な労働のために入国した外国人労働者は含まれない。⁵⁵

統合コースの種類は以下である。

- ドイツ語コース（基礎・上級）
 - 初級者向け：400～600 時間（1 コマ 45 分）で B1 レベルの習得を目指す
 - 上級者向け：約 300 時間の上級レッスン
- オリエンテーションコース
 - 100 時間（1 コマ 45 分）
 - ドイツの法律、文化、歴史などを学ぶ
 - 全ての受講者が対象

外国人の事情に応じて、一般の統合コースとは別に特別コースも用意されている：

① **読み書き習得付き統合コース**

母語でも読み書きの経験がない人や、ローマ字を知らない人向け

② **女性向け統合コース**

子育て中の母親が、子どもの学校や幼稚園での学習内容を理解し、家庭学習を助けられるようにする

③ **若年層向け統合コース**

27 歳未満の若者に対し、学校・職業教育・仕事・家族・健康・文化についての情報を提供

⁵⁵ <https://www.bmi.bund.de/SharedDocs/faqs/DE/themen/gesellschaft-integration/integration/integrationskurs-faq-liste.html> ドイツ連邦内務省「統合コースに関するよくある質問」

④ 追いつきコース

長年ドイツに住んでいるが、これまでドイツ語を学ぶ機会がなかった人向け

⑤ 集中コース

短期間で習得できる人向けで、ドイツ語 400 時間＋オリエンテーション 30 時間で B1 レベルを目指す

統合コースの申し込み方法は、EU 以外の国籍の人は、居住地近くの外国人登録局（Ausländerbehörde）で「受講許可証（Berechtigungsschein）」を取得する必要がある。EU 加盟国の国民は、ドイツの連邦移民・難民庁（BAMF）に連絡し、コース受講の申請を行う。その後、コース提供機関（Kursträger）を探す。コース提供機関は BAMF のオンラインシステムで検索可能である。そして、電話・メール・対面で連絡し、適切なコースの選択や詳細（授業時間、スケジュール、費用など）について説明を受ける。

費用については以下の表 3-9 のとおりである。

2005 年 1 月 1 日以前に在留許可を取得した外国人	● 1.95 ユーロ／レッスン (2016 年 7 月 1 日以前の登録者は 1.55 ユーロ) ● 失業給付や社会扶助受給者は免除申請可能
2005 年 1 月 1 日以降に在留許可を取得した外国人	● 1.95 ユーロ／レッスン (2016 年 7 月 1 日以前の登録者は 1.55 ユーロ) ● 失業給付や社会扶助受給者は免除申請可能
ドイツ系移民（Spätaussiedler）およびその家族	● 無料 ● 2005 年以降の入国者は語学コースが無料。さらに交通費補助の可能性もあり
EU 加盟国出身者	● 1.95 ユーロ／レッスン (2016 年 7 月 1 日以前の登録者は 1.55 ユーロ) ● 自由参加だが費用は発生
ドイツ国籍保有者でドイツ語が不十分な者	● 1.95 ユーロ／レッスン (2016 年 7 月 1 日以前の登録者は 1.55 ユーロ)

	● 登録料無料、授業料のみ負担
--	-----------------

【表 3-9 統合コースの対象者と費用】

統合コース修了後、「ドイツ語テスト（B1 レベル）」と「ドイツでの生活テスト（オリエンテーションコース）」を受験する必要がある。両方に合格すると「Zertifikat Integrationskurs（統合コース修了証明書）」が授与される。この証明書は様々な場面で有利に働き、とくに 7 年間の合法滞在後のドイツ国籍取得申請が可能になるなど、帰化にも役立つ。

3-6-2-2. 職業特化型ドイツ語コース⁵⁶

連邦移民難民庁（BAMF）では、「職業向けドイツ語コース（BSK）」を提供している。これは、企業が新たに採用した熟練労働者を職場に統合するのを支援するものである。2025 年 1 月 1 日からは暫定予算管理下で B2 レベルのコースのみ開始される予定である。これらのコースには、職場に特化した内容のものもあり、以下のような種類がある：

- Job-BSK（100～150 時間）：職場内で実施可能。職場での実践的な言語習得を目的としたコースで、ドイツ語力がまだ十分でない状態での就労を支援する。対象者は、「ドイツ語レベルが A2 以上」「就労中または就労予定（雇用契約がある）」「労働市場に向けた準備プログラム（MAG や MAT など）に参加している人」。企業と連携して学習内容を決定し、講師が事前に職場で言語ニーズを調査し、職場環境に即した教材や授業構成を準備する。学習内容は実際の業務に即しており、企業も内容の調整に関与できる。
- 医療・介護分野向けコース（最大 600 時間）：外国の資格認定に必要な専門用語の習得を目的とする。
- 職業訓練生向けコース：訓練期間を通して継続的に言語支援を行う。
- 保育分野向けコース：幼児教育の現場に即した実践的な内容で構成。

これらのコースは、連邦雇用庁の職業教育ポータル「KURSNET」⁵⁷で検索でき、対面、オンライン、ハイブリッド形式で提供されている。コース受講には参加許可が必要で、すでに雇用中または資格認定中の人材は、BAMF に直接申請可能である。SGB II または III の支援を受けている場合は、地域の職業安定所やジョブセンターが許可を発行する。社会保険付きの雇用関係にある場合、授業単位ごとの自己負担が発生することもある。

⁵⁶ <https://www.make-it-in-germany.com/en/looking-for-foreign-professionals/integration/german-courses> Make it in Germany, 「統合セクション（ドイツ語コース）」

⁵⁷ <https://www.arbeitsagentur.de/kursnet> 連邦雇用庁「KURSNET」

3-6-3. KURSNET

KURSNET（表示されるページは資料 3-8）は、ドイツ連邦雇用庁が運営する職業教育・研修分野で最大のデータベースであり、中等教育の取得、職業訓練、資格の取得やスキルアップ、転職のための学習など、幅広い目的に対応している。また、職業上のリハビリテーションや統合支援に関する最適な講座も検索可能である。大学進学を目指す人にとっても、有用な情報源である。⁵⁸

【KURSNET の検索ページ】⁵⁹

それぞれの検索で適切なオファーを見つけてください:

 さらなる研修の機会 専門知識を広げる：「my NOW」ポータルでさらにトレーニングを検索すると、自分自身または会社の従業員に適したトレーニング機会を見つけることができます。	 再訓練 専門資格をお持ちでない、または新しい道を探索したい場合：ドイツ全土およびお住まいの地域で、専門資格を取得するための適切なオファーを見つけてください。	 学校教育 あなたの地域の学校教育と入学要件の概要を把握しましょう。
 卒業証明書の取得 中等学校卒業証明書からアビトゥアまで、プロジェクトに最適なオファーを見つけましょう。	 部分的な資格 部分的な資格取得で、徐々に専門資格を取得できます。適切なオファーを見つけてください。	 準備的なオファー トレーニングやプロの世界を始める前に、理論と実践に適したオファーを見つけてください。
 同行介助 専門学校での成績が悪い、または仕事で問題がある場合：サポートオプションについて学習します。	 言語サポートと移行 （職業）語学コース、外国の専門資格の認定の機会、その他のオファーを見つけます。	 AVGSのオファー アクティベーションおよび配置バウチャー (AVGS)の使用：適切な対策を検索します。

【資料 3-8 KURSNET の検索ページ】

⁵⁸ <https://www.ihk.de/aschaffenburg/bildung/weiterbildung/weiterbildungsangebote/kursnet-das-portal-der-bundesagentur-fuer-arbeit-2515312> ドイツ・アッシャフエンブルク商工会議所、KURSNET について紹介

⁵⁹ <https://www.arbeitsagentur.de/kursnet> 同上

左上の「さらなる研修の機会」をクリックし、「足場」で検索をかけると、資料 3-9 のように民間の訓練コース一覧が表示される。

→「さらなる研修の機会」（例：足場）

📅 1回の予約

足場の試験および検査に関する足場使用者への研修



教育機関
コトブス工芸会議所

📅 6回の予約

足場検査 - 有資格者

教育プロバイダー

 **DEKRA** DEKRA Akademie GmbH

📅 1回の予約

足場検査 - 有資格者

教育プロバイダー

 **DEKRA** DEKRA Akademie GmbH

【資料 3-9 「さらなる研修の機会」で表示される訓練コース】

資料 3-8 の下段真ん中の「言語サポートと移行」をクリックすると、資料 3-10 のように語学研修のコース概要が提供される。

→言語サポートと移行



職業語学コース

職業語学コースは、就職市場への参入を目的とした幅広いニーズ重視のコースです。

これらは、一般的な言語統合コースを基盤として、ドイツのトレーニングおよび雇用市場への統合を支援します。



Bundesamt für Migration und Flüchtlinge

IQネットワークからの専門的な認定とオファー

海外で取得した専門資格を活用してドイツで活躍し、役立つコースを通じてサポートを受けましょう。「資格取得による統合 (IQ)」資金援助プログラムを活用して、外国の資格を認定してもらったり、資格のある職に就いたりしましょう。



移民のための教育機会

ここで重要なのは多様性です。人々が多様であるように、統合の機会も多様です。

トレーニングと就職市場、職業統合、または特定の職業や専門家グループ向けの特別コースに最適な準備。

【移民のための教育機会】

Angebotstitel	Beginn	Kursart	Veranstaltungsort	
Deutschkurs intensiv C1.1	regelmäßiger Start	Deutsch - Oberstufe	langolerta ortsunabhängig	
Deutschkurs Grammatik	regelmäßiger Start	Deutsch - Alle Niveaus Deutsch - Mittelstufe	langolerta ortsunabhängig	
Deutschkurs Konversation	regelmäßiger Start	Deutsch - Alle Niveaus Deutsch - Mittelstufe	langolerta ortsunabhängig	
Deutsch C2.1	regelmäßiger Start	Deutsch - Oberstufe	langolerta ortsunabhängig	
Deutsch A1, A2 oder B1	regelmäßiger Start	Deutsch - Grundstufe	langolerta ortsunabhängig	
Deutsch- Intensivkurs - Alle Niveaus	regelmäßiger Start	Deutsch - Alle Niveaus	Heidelberger Pädagogium gGmbH Schröderstr. 22a 69120 Heidelberg, Neckar	
Deutsch- Intensivkurs - Niveaustufe A1.1	regelmäßiger Start	Deutsch - Grundstufe	Heidelberger Pädagogium gGmbH Schröderstr. 22a 69120 Heidelberg, Neckar	
Pflegequalifizierung für Migrant*innen	regelmäßiger Start	Berufsvorbereitung	Paritätisches Bildungswerk Bremen I Bremerhaven Faulenstraße 31 28195 Bremen	
Integrationskurs - Deutsch Intensivkurs A1.1 - B1.2	regelmäßiger Start	Deutsch - Alle Niveaus	Heidelberger Pädagogium gGmbH Schröderstr. 22a 69120 Heidelberg, Neckar	

【資料 3-10 「言語サポートと移行」→「移民のための教育機会をクリック」した場合に表示される語学研修一覧】

4. 結論

本調査では、ドイツにおける移民労働者に対する労働安全衛生教育の実態について、法制度、関係機関、教育訓練の内容、ならびに外国人労働者受入れ制度の観点から整理した。ドイツの労働安全衛生行政は、EU 指令 89/391/EEC を共通基盤としつつ、国内法として労働者保護法（ArbSchG）、労働安全衛生法（ASiG）、社会法典第七編（SGB VII）を中核に構成されている点に特徴がある。特に、ArbSchG では、雇用主に対して、採用時、職務変更時、新技術導入時等に、労働時間内で十分かつ適切な安全衛生訓練を実施することを求めている。訓練が法的義務として明確に位置付けられている。さらに、複数事業者が関与する場合や危険区域への立入り、応急措置担当者の配置等についても、教育訓練と一体で規定されている。

また、ドイツの制度の大きな特徴は、法定労災保険機関およびその統括組織である DGUV が、災害補償だけでなく予防、教育訓練、リハビリテーションまでを一体的に担っている点にある。DGUV の予防訓練サービスは、法令に基づき多数のセミナーを体系的に提供しており、安全衛生担当者、安全代表者、救急対応要員、産業医など幅広い関係者を対象としている。加えて、訓練費用や交通費、宿泊費等を災害保険機関が負担し、受講に伴う就業時間中の賃金は雇用主が負担する仕組みが整えられている。このように、訓練の実施を制度面・財政面の双方から支える枠組みは、安全衛生教育を実効的に普及させる上で重要な要素であると考えられる。

さらに、労働安全衛生教育は、一般労働者向けにとどまらず、産業医や労働安全衛生専門家（Sifa）などの専門職に対する継続教育制度としても整備されている。ASiG および関連制度の下で、専門職の選任要件や継続研修の機会が明確化されており、企業内で助言・支援を行う専門人材の質を担保する仕組みが構築されている点も、ドイツの特徴である。これは、単に現場労働者へ教育を実施するだけでなく、教育を企画・指導・評価する側の専門性確保を重視していることを示している。

一方で、本調査からは、ドイツにおける外国人労働者向け施策は、必ずしも「外国人労働者のみ」を対象とした独立した安全衛生教育制度として整理されているわけではなく、一般の労働安全衛生法制および訓練制度を基盤としつつ、外国語対応、やさしい表現、職業関連語学教育、統合コース、職業訓練情報提供等を組み合わせることによって対応している実態がうかがえた。すなわち、ドイツでは、外国人であること自体を特別なカテゴリーとして切り分けるよりも、すべての労働者に共通する法的保護を前提にしながら、言語面・情報面で支援を追加する形で実務対応が進められていると考えられる。

加えて、近年のドイツでは、熟練労働者移民法の改正や各種ビザ制度の整備により、外国人労働者の受入れが一層促進されている。特に建設業では外国人労働者比率が高まっており、今後も多様な言語的・文化的背景を持つ労働者が職場に参入することが見込まれる。このことは、安全衛生教育においても、多言語化、視覚教材の活用、現場実態に即した反復教

育，受入れ事業者側の説明責任の強化が一層重要となることを示唆している。

以上より，ドイツの移民労働者に対する労働安全衛生教育の特徴は，①EU 指令を踏まえた明確な法的義務，②DGUV を中心とする教育訓練・予防・補償の一体的運用，③専門職養成を含む体系的な訓練基盤，④外国語対応や語学教育を通じた包摂的支援，の 4 点に整理できる。日本において今後，外国人労働者の受入れ拡大に対応して安全衛生教育を充実させるに当たっては，単なる多言語教材の整備にとどまらず，訓練の法的位置付けの明確化，教育実施主体への支援，専門人材の育成，および就労前後を通じた言語・安全教育の接続を総合的に検討する必要があると考えられる。

5. 研究発表

1. 論文発表

該当なし

2. 学会発表

該当なし

6. 知的所有権の取得状況

1. 特許取得

該当なし

2. 実用新案登録

該当なし

3. その他

該当なし

7. 引用文献

- 1) 『建設業の安全衛生における国際比較に関する調査研究報告書』，日本建設業団体連合会，独立行政法人労働安全衛生総合研究所，2009，
https://www.jniosh.johas.go.jp/publication/doc/houkoku/2009_01/report_const_200904.pdf
- 2) BMAS, Arbeitsschutz（労働安全衛生），
<https://www.bmas.de/DE/Arbeit/Arbeitsschutz/erklaerung-arbeitsschutz.html>
- 3) ドイツ社会法典第七卷「法定労災保険」第 210 条，<https://www.sozialgesetzbuch-sgb.de/sgbvii/210.html>
- 4) BMAS, 「法定労災保険の概要」，<https://www.bmas.de/DE/Soziales/Gesetzliche-Unfallversicherung/Unfallversicherung-im-Ueberblick/unfallversicherung-im-ueberblick.html>

- 5) 欧州指令 89/391/EEC（労働安全衛生指令），<https://www.emc-ohtama.jp/emc/doc/osh-directive-89-391-eec-explained.pdf>
- 6) ArbSchG の英語訳，https://www.gesetze-im-internet.de/englisch_arbschg/index.html
- 7) Act on the Implementation of Measures of Occupational Safety and Health to Encourage Improvements in the Safety and Health Protection of Workers at Work(Arbeitsschutzgesetz – ArbSchG)のこと。
- 8) ASiG の英語訳，https://www.gesetze-im-internet.de/englisch_asig/index.html
- 9) BMAS, 「事業所医師，安全専門家」，<https://www.bmas.de/DE/Arbeit/Arbeitsschutz/betriebsaerzte-sifa.html>
- 10) 「ドイツにおける移民の統合に関する研究（IAB Brief Report 16/2022）」，<https://doku.iab.de/kurzber/2022/kb2022-16.pdf>
- 11) 「ドイツにおける外国人移民労働者の雇用統合に関する分析(IAB Brief Report 13/2024)」，<https://doku.iab.de/kurzber/2024/kb2024-13.pdf>
- 12) BAMF, 「統計」，<https://www.bamf.de/DE/Themen/Statistik/ZahlenFakten/zahlenfakten-node.html>
- 13) Statistisches Bundesamt, 「外国人人口比率に関する報道資料」，https://www.destatis.de/DE/Presse/Pressemitteilungen/2024/04/PD24_158_122.html
- 14) WSI, 「移民と労働市場」，<https://www.wsi.de/de/erwerbstaetigkeit-14617-migration-und-arbeitsmarkt-39198.htm>
- 15) ドイツにおける外国人割合に関する Eurostat，https://ec.europa.eu/eurostat/statistics-explained/index.php?title=Migrant_integration_statistics_-_labour_market_indicators
- 16) 統計局による外国人雇用者の増加に関する報道，https://www.destatis.de/DE/Presse/Pressemitteilungen/2024/06/PD24_242_12411.html
- 17) EU-LFS database，<https://ec.europa.eu/eurostat/web/lfs/data/database>
- 18) 「業種別移民労働者割合に関する WSI 分析」，https://www.wsi.de/de/faust-detail.htm?sync_id=HBS-008719
- 19) ドイツ連邦内務省「熟練労働者移民法」FAQ，<https://www.bmi.bund.de/SharedDocs/faqs/DE/themen/migration/arbeitsmigration/fachkraefteeinwanderungsgesetz-faq-liste.html>
- 20) BMAS, 「外国人熟練労働者の移民」，<https://www.bmas.de/DE/Arbeit/Fachkraeftesicherung-und-Zuwanderung/fachkraefteeinwanderung.html>
- 21) Make it in Germany, 「仕事探しのためのビザ」，<https://www.make-it-in-germany.com/de/visum-aufenthalt/arten/arbeitssuche>
- 22) Make it in Germany, 「職業訓練のための滞在」，<https://www.make-it-in-germany.com/de/visum-aufenthalt/arten/berufsausbildung>
- 23) ドイツ連邦雇用庁，「外国人労働者受入れに関する資料」，

- https://www.arbeitsagentur.de/datei/fachkraeftebedarf-und-zuwanderung-broschuere_ba147284.pdf
- 24) Make it in Germany, 「Opportunity Card」, <https://www.make-it-in-germany.com/de/visa-residence/types/job-search-opportunity-card>
- 25) Make it in Germany, 「需要の高い職業」, <https://www.make-it-in-germany.com/en/working-in-germany/professions-in-demand>
- 26) DGUV, 「教育・訓練施設」, <https://www.dguv.de/en/qualification/facilities/index.jsp>
- 27) DGUV, 「法定災害保険機関による教育訓練」, <https://publikationen.dguv.de/widgets/pdf/download/article/3241>
- 28) DGUV, 「訓練内容に関する資料」, <https://publikationen.dguv.de/widgets/pdf/download/article/3243>
- 29) SGB VII 第 23 条, https://www.gesetze-im-internet.de/sgb_7/__23.html
- 30) SGB VII 第 1 条, https://www.gesetze-im-internet.de/sgb_7/__1.html
- 31) SGB VII 第 14 条, https://www.gesetze-im-internet.de/sgb_7/__14.html
- 32) DGUV, 「被保険者」, <https://www.dguv.de/de/versicherung/versicherte-personen/kinder-beschaeftigte/index.jsp>
- 33) SGB VII 第 15 条, https://www.gesetze-im-internet.de/sgb_7/__15.html
- 34) DGUV, 「DGUV Vorschrift 1 の解説」, <https://publikationen.dguv.de/widgets/pdf/download/article/3271>
- 35) DGUV, 「予防規則の実践解説」, <https://publikationen.dguv.de/widgets/pdf/download/article/3299>
- 36) DGUV, 「職場における安全衛生教育」, <https://publikationen.dguv.de/widgets/pdf/download/article/3467>
- 37) DGUV, 「外国語話者への安全衛生情報提供」, <https://publikationen.dguv.de/widgets/pdf/download/article/3469>
- 38) DGUV, 「教育資料」, <https://publikationen.dguv.de/widgets/pdf/download/article/3481>
- 39) DGUV, 「建設業向け教育訓練」, <https://publikationen.dguv.de/widgets/pdf/download/article/3495>
- 40) DGUV, 「産業医・安全専門家向け訓練」, <https://publikationen.dguv.de/widgets/pdf/download/article/3502>
- 41) DGUV, 「応急手当訓練」, <https://publikationen.dguv.de/widgets/pdf/download/article/3518>
- 42) DGUV, 「リハビリテーション」, <https://www.dguv.de/de/rehabilitation/index.jsp>
- 43) DGUV プレスリリース, https://www.dguv.de/de/mediencenter/pm/pressearchiv/2024/quartal_2/details_2_611725.jsp
- 44) DGUV, kommitmensch ガイド, https://www.dguv.de/medien/inhalt/praevention/themen_a_z/kommitmensch/download/aktionen

- material/2024-2025/handlungsfelder/leitfaden_kommmittensch_2024_2025.pdf
- 45) DGUV プ レ ス リ リ ー ス ,
https://www.dguv.de/de/mediencenter/pm/pressearchiv/2024/quartal_3/details_3_624138.jsp
- 46) BMAS, 『 安 全 な 事 業 所 』 ,
<https://www.bmas.de/SharedDocs/Downloads/DE/Publikationen/a808-der-sichere-betrieb.html>
- 47) BAuA, 「精神的健康と移民」, <https://www.baua.de/DE/Themen/Arbeitsgestaltung-im-Betrieb/Psychische-Gesundheit/Projekt-psychische-Gesundheit-und-Migration.html>
- 48) BAuA, 実務資料, <https://www.baua.de/DE/Angebote/Publikationen/Praxis/A94.html>
- 49) BAMF, 職 業 関 連 ド イ ツ 語 教 育 ,
<https://www.bamf.de/SharedDocs/Anlagen/DE/Integration/Integrationskurse/Kurstraeger/Konzept-eLeitfaeden/konzeptleitfaeden-konzeptberufsbezogenedeutschsprachfoerderung.pdf>
- 50) BAMF, 職 業 言 語 コ ー ス ,
<https://www.bamf.de/SharedDocs/Anlagen/DE/Integration/Integrationskurse/Kurstraeger/Konzept-eLeitfaeden/konzeptleitfaeden-berufssprachkurse.pdf>
- 51) BMAS, 「 や さ し い 言 葉 に よ る 労 働 安 全 衛 生 」 ,
<https://www.bmas.de/DE/Arbeit/Arbeitsschutz/arbeitsschutz-in-leichter-sprache.html>
- 52) BMAS, 「 や さ し い 言 葉 に よ る 労 働 安 全 衛 生 （ ポ ッ ド キ ャ ス ト ） 」 ,
<https://www.bmas.de/DE/Arbeit/Arbeitsschutz/arbeitsschutz-in-leichter-sprache-podcast.html>
- 53) BMAS, 「 労 働 安 全 衛 生 の 解 説 動 画 」 ,
<https://www.bmas.de/DE/Arbeit/Arbeitsschutz/erklaeerfilme-arbeitsschutz.html>
- 54) BAMF, 「 移 民 向 け 統 合 コ ー ス 」 ,
<https://www.bamf.de/DE/Themen/Integration/ZugewanderteTeilnehmende/zugewanderteteilnehmende-node.html>
- 55) ドイツ連邦内務省「統合コースに関するよくある質問」,
<https://www.bmi.bund.de/SharedDocs/faqs/DE/themen/gesellschaft-integration/integration/integrationskurs-faq-liste.html>
- 56) Make it in Germany, 「統合セクション（ドイツ語コース）」, <https://www.make-it-in-germany.com/en/looking-for-foreign-professionals/integration/german-courses>
- 57) 連邦雇用庁「KURSNET」, <https://www.arbeitsagentur.de/kursnet>
- 58) ドイツ・アッシャフェンブルク商工会議所, KURSNET について紹介,
<https://www.ihk.de/aschaffenburg/bildung/weiterbildung/weiterbildungsangebote/kursnet-das-portal-der-bundesagentur-fuer-arbeit-2515312>
- 59) 同上, <https://www.arbeitsagentur.de/kursnet>